

教育厚生委員会会議録

日時 平成30年12月12日(水) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時00分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 清水 喜美男
委員 望月 勝 塩澤 浩 杉山 肇 猪股 尚彦
早川 浩 小越 智子

委員欠席者 中村 正則

説明のため出席した者

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 中澤 和樹 福祉保健部次長 依田 誠二
福祉保健総務課長 小野真奈美 健康長寿推進課長 佐野 俊一
国保援護課長 土屋 淳 子育て支援課長 下條 勝
子どもの心のケア総合拠点整備室長 土屋 嘉仁 障害福祉課長 小澤 清孝
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 下川 和夫

教育長 市川 満 教育次長 小島 良一
教育監 奥田 正治 教育監 青柳 達也 理事 斉木 邦彦
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 塩野 開 学力向上対策監 佐野 修
福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 後藤 宏
義務教育課長 嶋崎 修 高校教育課長 廣瀬 浩次
高校改革・特別支援教育課長 染谷 光一 社会教育課長 保坂 哲也
スポーツ健康課長 前島 斉 学術文化財課長 百瀬 友輝

議題

(付託案件)

- 第84号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
中改正の件
- 第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第
3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第98号 指定管理者の指定の件
- 第99号 指定管理者の指定の件
- 第100号 指定管理者の指定の件
- 第118号 指定管理者の指定の件
- 第119号 指定管理者の指定の件
- 第120号 指定管理者の指定の件
- 第121号 指定管理者の指定の件
- 第122号 指定管理者の指定の件
- 第123号 指定管理者の指定の件
- 第124号 指定管理者の指定の件

請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

請願第30-6号 身体障害者手帳の様式の変更に関することについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第29-10号及び請願第30-6号については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず審査順序について、福祉保健部関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午後0時まで福祉保健部関係、休憩をはさみ午後1時から午後4時（途中、午後2時19分から午後2時40分まで休憩をはさんだ）まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第98号 指定管理者の指定の件（山梨県立介護実習普及センター）

質疑

杉山委員 指定管理者指定の件ですが、今の社会の状況、介護の世界を考えたときに、当然、介護実習普及センターの果たす役割というのはますますこれからも大きくなると思います。今回、指定管理者として、改めて指定されたわけですけれども、説明の中でも、2ページですか、もろもろ審査項目において高く評価されたと書いてありますが、この高く評価されたという項目、これをもう少し具体的に、どういうところが評価されたのか、説明をいただきたいと思います。

佐野健康長寿推進課長 お答えをいたします。候補者からの提案に対しまして、運営方針等、相談及び情報提供の内容、水準及び実現の可能性など、4つの審査項目について高く評価をされております。

まず運営方針等につきましては、利用者へのアンケート調査の実施や自主事業による講座等の拡大、充実などを提案しておりまして、県が示しました高齢者の介護に関する知識及び技術を普及して、もって高齢者の福祉の向上を図るという基本方針に合致しているものと考えております。

次に、相談及び情報提供の内容、水準及び実現の可能性につきましては、介護機器の相談指導員を作業療法士などの資格を持つ職員が担当することや、弁護士などと連携をした相談体制を確保することなど、高齢者の介護や福祉用具等に関する相談業務におきまして、適切な実施が期待できるものと考えております。

次に、介護機器普及事業の内容、水準及び実現の可能性につきましては、来所者に快適かつ安全に利用していただけるように、展示品の定期的な点検の実施や複数の職員の配置をしまして安全を確保する方法、展示品の更新等についての考え方が県の示した方針に合致していて、福祉業務等の維持管理や利用者の安全確保等の点ですぐれている提案がございました。

最後に自主事業の内容、水準及び実現の可能性につきましては、依頼者のニーズに沿ったリクエスト講座や出張講座等の開催、福祉用具等の出張展示の実施などが、介護実習普及センターの基本方針であります高齢者の福祉の向上につながるものでありまして、適切な実施が期待できることから評価をしたものでございます。

杉山委員 高く評価できる点は問題ないだろうと思うのですが、逆に言うと、3ページに採点が各項目にあるのですが、トータル的に高いからそこに決まったということですが、各項目を見たときに、この配点に対して社会福祉協議会の採点が高いのか、低いのか、ちょっとわからない。配点に対して逆に評価が低いということも当然あると思います。そういったところについては、例えば県としてこういう何らかの改善を求めるとか、そういったことはあるのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 審査項目のうちに収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、それから平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果、それから安定的な運営が可能となる経理的基盤につきまして、他の審査項目と比べて低い評価でございましたけれども、指定管理者として問題ないと考えております。

まず、収支計画の内容等につきましては、現在、候補者は指定管理者として施設の運用をして

おりまして、これまでの運営実績に基づいて、確実な収支計画が提出されたものと考えております。

次に、平等な利用を図るための具体的手法等につきましては、高齢者の方々などにも見やすい広報物の作成や、センターに来所できない方のために出張講座や出張展示を行うなど、県民に広く平等に利用促進を行うことができるものと考えております。

次に、安定的な運営が可能となる経理的な基盤につきましても、本年3月末の時点の決算書によりますと、純資産額が60億円余でありまして、自己資本比率も90%を超えておりますので、安定的な運営が可能であると考えております。

杉山委員 それなりに評価されているという説明ですが、当然、採点の配点があつて、それに対して満点ではないということは、どこかにやはり足りない部分もあるのだということだと思います。そういう意味では、今、評価が全てではなくてやはり足りないところ、もう少し改善してほしいというところも、当然、あると思います。そういうところはやはり県としてもしっかり見て、常にそういったことを言っていただければと思います。

最後にもう1点、3ページの一番下に提案価格とあるのですが、この価格というのは前回と比べてどうでしょうか。高くなっているのか。安くなっているのか。

佐野健康長寿推進課長 指定管理者に支払う委託料の額につきましては、県があらかじめ見込額を積算いたしまして上限額として設定することとしておりまして、これによって指定管理者の提案額を抑制できること、応募者が収支計画を立てやすくすることといった効果がございます。今回の設定に当たりましては、積算項目ごとに現協定締結時の積算額と、平成26年度から平成28年度までの実績額を比較いたしまして、低い金額によりまして算定をしております。

ただし、人件費につきましては、公務員給与の伸び率を乗じて積算をしております。その結果、人件費につきましては、前回よりも97万円余りの増額となっている一方で、光熱水費や消耗品費などの管理費及び事務費につきましては、112万円余りの減額となっており、総額といたしましては、前回と比べて年額8万円余りの減額ということになってございます。

杉山委員 この金額というのは、前回の指定管理に対して低くなっているのか。

佐野健康長寿推進課長 低くなってございます。

杉山委員 いずれにしても、安くやっていたらそれだけ助かるというようなことになるのでしょうか。このセンターの事業の内容を見たときに、やはりいろいろな意味でその重要性というようなこともありますので、努力も当然あるのでしょうか。安ければどこかに負担がかかるとか、そういうことがないように、そこも含めてまた検討して、しっかり見ていただければと思います。

佐野健康長寿推進課長 内容も含めて、しっかりと対応していきたいと考えております。

清水副委員長 今回の杉山委員の質問とも重複するかもしれないのですが、私は、それ以外の項目もすごく不思議に思っているのですが、この配点は100点とありますね。この100点のレベルでこの事業をやりたいという計画があつて、評価したら71点だということで、この不足の部分はなるのですかというのを本当はこの横に欲しい。こういう形で対策をとって本来の評価点に持ってきて、この事業を推進するからこれはいいのではないのですかと思うのだけれども、このまま行くと今の71点で行きますよということになってしまう。これだと、この事業っておかしいと思うのです。

例えば一番重要な人的能力が18点のうち11点。これはすごく重要なところなのだけれども、11点で本当に運営できるのかというようなところが全く見えない。この辺はどういう計画で100点のレベルに持っていくのでしょうか。もうこれは、やるのが来年の3月からですね。その辺のところをお尋ねしたい。

小野福祉保健総務課長 ただいまの御質問でございますけれども、審査基準につきましては、選定委員会のほうで審査項目、そして配点を決める中で選定しております。いろいろな視点から配点を考えておりまして、そういった審査基準でABCDEの5段階で配点をしているところでございます。

あくまでも今回は1社だけの応募でございましたので厳しく評価をしているところでございまして、そういった中で、指定管理の事業者としてふさわしいかどうかという評価をしたところでございます。今後につきましては、その評価を参考にしながら、低い評価の部分につきましてはより効果が上がりますようにしっかりと評価し、またモニタリングをしてまいりたいと考えております。

清水副委員長 要するに、この事業をちゃんとするために必要なポイントがこの評価点にあらわされていないのです。それに対して点数が低い人が実際にやりたいということになっているわけです。これだとこの事業はうまくいかないのではないですか。

小野福祉保健総務課長 委員のおっしゃるように評価点というのは非常に重要だと考えておりますが、この評価につきましては、あくまでも事業者を選定するための評価となっております。先ほどAからEの5段階に分かれているということをお願いしましたが、その中でCが標準的で普通という評価でございます。Aにつきましてはすぐれている、Bについてはややすぐれている、そしてDについてはやや劣る、Eは劣るという評価となっております。ですので、求めている水準を満たしているものについてはCでございまして、これは配点の0.5点という評価となっております。ですので、100点満点というのは、求める水準をかなり上回ってすぐれているという評価になると考えているところでございます。

清水副委員長 最後にしますけれども、いずれにしてもこの事業をきちっとやるためのレベルがあって、それに対して評価した結果でこういう低い評価なので、この事業をちゃんとしてほしいのですね。そのために何をやるかというところがどこかに計画書があってほしいのですけれども、それはあるのですか。

小野福祉保健総務課長 今回の選定に当たりましては、各事業者から事業計画を出していただきまして、その事業計画とヒアリングなどを実施する中で、またプレゼンもしていただきまして評価をしているところでございます。

今後につきましては、この事業計画に沿って適切な運営がされているのかということにつきましましては、モニタリングを行う中で指導してまいりたいと考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第99号 指定管理者の指定の件（山梨県立愛宕山こどもの国及び山梨県立愛宕山少年自然の家）

質疑

塩澤委員 愛宕山こどもの国、少年自然の家というのは、甲府市の中心街から近いところにあって、自然も豊かということで子供が行きやすい場所、あるいは子供の健やかな成長ということを考えると、大変大切な施設だなと私も思っています。

そんなことで、今回の指定管理者は、また新たにということで、幾つかお尋ねしたいのですけれども、まず指定管理者の指定に向けて、どのような点を評価したのか伺いたい。この中でサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果のこの項目、ここが高く評価できるとありますが、どのような点を評価したのか、お尋ねします。

下條子育て支援課長 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果につきましては、候補者の山梨県青少年協会におきましては、これまで小学校3年生以上を対象とした事業を多数行ってきたところでございますけれども、幼児やその親を対象とした事業が少ないという状況でございました。今回の提案では、小学校3年生以上の事業に加えまして、幼児やその親を対象として、愛宕山の自然を生かした体験事業などに新たにに取り組むことによりまして、幼児期から自然に親しみ、豊かな情操を育む機会を提供することとしておりまして、このような取り組みを高く評価したところでございます。

塩澤委員 長い間やっていたことにプラスして、幼児をとというようなことで、そういうことを評価したということだと思います。

次に、利用者の増加を図るための手法について、具体的であり適切な実施が期待できると書いてあります。どのような点を評価したのか、ここら辺はどうでしょう。

下條子育て支援課長 利用者の増加を図るための具体的な手法についてでございますけれども、例年、利用者が少なくなる秋から冬にかけての閑散期の集客力の強化が課題となっております。このため、今回の提案では、甲府の里山として長年親しまれております愛宕山の自然を活用し、木の実を使ったクラフトづくりであるとか、愛宕山の秋祭りの開催、それから親子で宿泊体験しながら自然に親しむファミリーウィークの開催など、積極的に利用者数をふやすためのイベントを行うこととしております。

また、こうした魅力的なイベントを県下の保育所、小中学校や高校、それから近県の学校などに案内するとともに、ホームページや新聞、ラジオ、それから県や市町村の広報誌などの活用により周知を図ることとしております。さらに、LINEやFacebookを活用しまして、登録された方に積極的にこちらから情報発信をすることが提案されておりました、このような取り組みを高く評価しているところでございます。

塩澤委員 いろいろなことを新たにすることだと思いますけれども、今まではそういうことをやっていなかったということですか。そこを確認させてください。

下條子育て支援課長 指定管理者によりましては、自主事業という事業もみずから取り組んでいるところでございます。自主事業におきましては、毎年、やり方を工夫したり、また新たな催し物を考えたりということをしております。また、利用者満足度調査を行っておりますので、その結果を見て新たな取り組みを考えたりしているということでございます。

また、先ほどの利用者の増加を図るための手法で幾つか事業を説明させていただきましたが、これまでもやっている事業もございまして、より利用者の増加を図るため工夫して実施するということがございます。

塩澤委員 その辺はまた頑張ってもらいたいと思いますけれども、委託料の件ですけれども、前回と比べて高くなっているということですが、その点についてはどうでしょう。

下條子育て支援課長 委託料が前回と比べて高くなっているということですが、委託料の上限額の設定に当たりましては、先ほどの介護実習普及センターと同様に、積算項目ごとに現協定締結時の積算額の平均と、平成26年度から平成28年度までの実績額の平均を比較しまして、低いほうの金額により算定しております。ただ、人件費につきましては、公務員給与の伸び率を乗じて算定しております。また、修繕費につきましては、施設の状況を勘案して算出したところでございます。

その結果、光熱水費とか燃料費などが減額となった一方で、新たに開催する自然体験活動に関する研修会のための経費ですとか修繕費が増加しております。総額としては、前回と比べて67万7,000円の増額となっているところでございます。

塩澤委員 いろいろ工夫してやってもらってというのが当然のことだと思いますけれども、新たな事業をやるからお金がふえるのだとかというのはちょっとどうかと思います。事業者というか、指定管理を応募してきたところとは、こういうことをやってきたということの中で提案してきたことを評価して金額が出てきたということであって、新しい事業をやるからその分がふえたというのは考え方が違うのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

下條子育て支援課長 総額としまして67万7,000円増額となっておりますが、項目別に見ますと、指定管理者の努力によりまして減額となっているところもございます。先ほどお話しさせていただきました光熱水費、燃料費、そのほか管理費につきましても減額となっているところでございます。それから、増額となっているところもございますけれども、増額となっているところにおきましては、新たな事業を実施していただくとともに、またこれまでの事業も工夫しながら実施していただきながら、トータルで増額になっておりますが、指定管理者としては減額という努力をさせていただいているところでございます。

塩澤委員 施設もだんだん古くなって、いろいろな施設の面もありますので、そこは頑張ってやってくれているのかなと私自身も感じましたので、お願いしたいと思います。
最後に、この選定委員会における採点結果で、審査項目の収支計画の内容、的確性及び実現の可能性というところで2.2点。安定的な運営が可能となる経理的基盤というところが2.5点。この辺は、低い評価で書いてあるのですけれども、この点についてはどのように考えていますか。

下條子育て支援課長 収支計画の内容については、候補者は、今現在、指定管理者として施設を運営しております。過去の運営実績に基づきまして、着実な収支計画を提出していただいたと考えております。
また、安定的な運営が可能となる経理的基盤につきましても、本年3月末時点の貸借対照表によりますと、候補者の正味財産は1億5,000万円余りとなっております。他の項目と比較しますと低い評価となっておりますけれども、施設の安定的な運営ができるものと考えているところでございます。

塩澤委員 先ほどから、杉山委員、清水副委員長からもお話があったのですけれども、よりよい施設ということと、また利用者が利用しやすい施設にしてもらいたい、満足が少しでも向上できるような、そういったことを、先ほど総務課長のほうからもモニタリングをしてというような話がありました。ぜひそこら辺をしっかりと注視しながら、いい施設になるようにお願いしたいのですが、その辺はどうですか。

下條子育て支援課長 今後につきましても、愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家につきましては、青少年の健全な育成に資するよう、指定管理者をしっかりと指導してまいりたいと考えております。

小越委員 選定委員の先生方5人の方の評価を見ますと、特に団体の財務状況は健全かという項目で、5人の方全てがC判定になっております。それで、青少年協会は、このC判定を受けて、次の教育委員会のところですが、青少年協会が一番委託料をたくさん受けていた県立科学館が青少年協会から外れてしまいました。そうなりますと、県立科学館が青少年協会から外れてしまったことによって、ここが一番委託料を持っていたところですから、そういう青少年協会の団体の財務状況が、このC判定ではなくもっと厳しくなるのではないかと心配しているのですけれども、いかがでしょうか。

下條子育て支援課長 指定管理者から提出されました事業計画書におきましては、これまでの実績に基づきまして、確実な事業計画、それからまた確実な収支計画を提出していただいたものと考えております。
また、所管が違いますけれども、青少年協会全体としてこの計画書を出していただいたと考えておりますので、実施に当たりましては、過去の実績に基づきまして確実に実施できるものと、考えているところでございます。

小越委員 それから、今回の提案の中で、駐車場の確保策の提案は高く評価できるとあるのですけれども、駐車場の確保ということは、県が持っているところを提供するのか。新たな駐車場の確保になりますと施設を整備するということになります。その費用はこの委託料の中に入っているのですか。具体的にどのような提案で、県が対応するのですか、指定管理者が対応するのですか。

下條子育て支援課長 評価の中の駐車場の確保策でございますけれども、夏休みであるとか、それから土日、ゴールデンウィークというときにおきましては駐車場が満車になるということがありまして、利用者の方をお待たせする、またはほかの駐車場をお借りしまして、そこで駐車をしていただいて歩いてきていただくというようなことで、利用者の方に不便を強いております。

今回、駐車場の確保策というのは、甲府駅から科学館までバスが出ておりますけれども、そのバスの途中にかいてらすというところがございますけれども、かいてらすの駐車場をお借りして、一旦、かいてらすの駐車場に車を置いていただいて、そこからバスでこどもの国等にきていただく、パークアンドバスライドというようなことを考えておまして、それが排気ガスの削減にもつながりますし、また利用者の方を待たせるというようなこともございませんし、また駐車場から遠く歩かせるということもありませんので、そういうふうな提案をしていただいたところでございます。

小越委員 ということは、かいてらすと駐車場の賃借の関係、お金のところはどのようになっているのでしょうか。それは、かいてらす側が無償で貸すのか、それともこの青少年協会が払うのか、そこはどのようにしていますか。

下條子育て支援課長 かいてらすの駐車場につきましては、無償でお借りするという形で協議をするということになっております。

小越委員 協議するということは、もう決まりなのですね。これから確認するのか、それとも、もうかいてらすとは話がついていて、無償でやってくれると。それは青少年協会や県がお金を払うことなくやるということ、もう確認されているということで、確かなことなのですね。

下條子育て支援課長 申しわけありません。そこにおきましては確認できておりませんので、既に話がついているのか、これから協議をしていくのかということにつきましては、追って御報告させていただきたいと思っております。

小越委員 そうしますと、この委託料で済むのかどうか、違って来るわけです。これは誰が払うのか、かいてらす側が無償でやってくれるのか、期間はどのようにするのか。かいてらすだってお客さんがたくさん来てくれなければ困るわけです。提案をして評価しますというけれども、実際にできるかどうかわからない、それでここが指定管理でいいですよというふうにならないのではないですか。いかがですか。

桜本委員長 小越委員に申し上げます。ただいま確認をしているところでありますので、しばらくその質問は御留意ください。

小越委員 では、その結果によって考えたいのですけれども、施設の維持管理の効率化をするというお話がありましたけれども、施設の維持管理の効率化というのは、具体的にどうするのですか。

下條子育て支援課長 施設の維持管理の効率化につきましては、青少年協会におきまして、経理事務を一括集中するというようにしております。それによりまして効率的な経理を図りたいと考えております。

小越委員 そこをもう少し詳しく。

下條子育て支援課長 青少年協会は指定管理につきまして幾つか応募しておりますけれども、その指定管理の経

理につきまして一括して、青少年協会の本部において処理するという事で、効率的な処理を進めるということでございます。

桜本委員長 先ほどの駐車場の件についてはわかりましたか。

下條子育て支援課長 先ほどの駐車場の件でございますけれども、かいてらすの駐車場は無償でお借りするという事、またそれにつきましては協議済みであるということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第100号 指定管理者の指定の件（山梨県立聴覚障害者情報センター）

質疑

猪股委員 聴覚障害者情報センターの指定管理ですけれども、このセンターは平成18年4月に指定管理制度に移行して、今回が4回目と聞いております。そこで、今回、指定管理者に選定された合同会社カナエールですが、この団体はどのような団体なのか、お聞かせください。

小澤障害福祉課長 合同会社カナエールにつきましては、平成27年5月、聴覚障害のある方を主な利用者としてました障害者支援施設「創造工房くわの家」を立ち上げてまして、生活介護や就労支援などのサービスを実施して、利用者及びその家族を支援しているところでございます。

なお、職員には、代表者を含めまして、長年、聴覚障害者教育に携わった人や、聴覚障害当事者など、聴覚障害に精通した職員が多数配置されておりまして、聴覚障害のある方が安心して利用できる施設となっており、利用者数は年々増加しているところでございます。

猪股委員 選定理由についてお伺いします。この説明書の9ページの中に施設運営の実施方針と実習事業内容、水準及び実現の可能性について高く評価されています。この点についてはどのような提案があったのか、その辺はどうですか。

小澤障害福祉課長 施設運営の実施方針につきましては、現在、通訳者の派遣依頼については、決まった様式によりましてファックス等でお申し込みをいただいているところでございますが、新しい提案につきましては、ホームページ上で依頼を可能とするためのシステム構築を行うといったようなことや、またよりよいサービスを実施するために、当事者の皆様や関係団体の皆様との定期的な意見交換会を行うといった提案がございまして、その点が高く評価されたものでございます。

猪股委員 説明書の8ページですか、先ほど説明がありました委託料についてです。先ほど参考のところ、1年後の指定管理料がありました。この中で委託料が前回と比べて約100万円下がっているのですけれども、この積算の根拠というものはどういうものなのでしょう。

小澤障害福祉課長 積算の根拠でございますけれども、これまでの2件の指定管理施設と同様に基準額というものを県で設定をしております。その基準額の設定に当たりましては、積算項目ごとに現在の協定締結時の積算額と、また平成26年度から平成28年度までの実績額を比較いたしまして、低い金額により算定をしております。ただ、先ほども申し上げましたが、人件費につきましては公務員給与の伸び率を乗じております。

その結果、人件費につきましては前回より97万円余り増額となっているところでございますが、光熱水費、また消耗品費などの管理費、あるいは事務費といったものにつきましては152万円余り減額となっているところでございまして、総額としましては、前回と比べまして96万

円余り減額となっているところでございます。

猪股委員 次に9ページですけれども、採点結果について、安定的な運営が可能となる経理的基盤とありますが、これはほかの施設よりずっと採点が低いですね。0.5点という低い採点がされているのですけれども、この運営についてセンターの問題はないのか、その辺はいかがですか。

小澤障害福祉課長 経理的基盤にかかる審査につきましては、選定委員会におきまして、公認会計士である委員の審査を中心的に受けたものでございます。その中で、この合同会社カナエールにつきましては、先ほど申し上げましたように設立から約4年ということで、若い企業でございます。貸借対照表におけます純資産の部がマイナスからプラスに転じたのが直近の決算期でございましたことから、このような低い評価となっているところでございますけれども、運営につきましては、年々利用者がふえているところでございまして、収益が増加して、2期連続で黒字経営となっていることが確認できております。この点から、聴覚障害者情報センターの運営につきましては問題ないものと判断したところでございます。

猪股委員 最後になりますけれども、このセンターはこれまで山梨県社会福祉事業団が指定管理されていましたが、今回、指定管理者が変わったということで、県はこの合同会社カナエールについてどのような期待をしているのか、その辺について伺います。

小澤障害福祉課長 次回の指定管理候補者からは、先ほど申しましたようにホームページの内容の充実や当事者や関係団体との定期的な意見交換の実施など、また職員の資質の向上など、支援の充実を図るための提案を複数いただいているところでございます。また、このカナエールにつきましては、聴覚障害者に精通した職員が多数おりますことから、聴覚障害当事者に寄り添ったきめ細かい支援ができるものと期待しているところでございます。

清水副委員長 基本的なところをお尋ねしたいのですが、情報センターの場所はどこにあるのですか。

小澤障害福祉課長 甲府市北新にございます福祉プラザの1階にございます。

清水副委員長 スタッフと入居者の数を教えていただきたい。

小澤障害福祉課長 スタッフにつきましては、所長以下6名となっております。また、入居者ということでございますが、利用者という形になりますと、利用者数につきましては、平成29年度の実績でございますと1万609人の実績でございます。

清水副委員長 9ページの採点のところ、やはり私はこの人的能力というところがすごく気になっていて、36点に対して半分ぐらいですけれども、こういう事業をやるときにやはり人というのが一番重要なのですけれども、ここは運営をどういうふうに考えられているのでしょうか。

小澤障害福祉課長 このカナエールにつきましては、先ほど申しましたように、代表者の方も、長年、聴覚障害教育に携わった方であり、またそのほかにも同じく聴覚障害教育に携わった方が3名、聴覚障害当事者の方が2名いらっしゃるというところでございます。したがって、手話であるとか、あるいはそのほかの聴覚障害のある方に対するサービスにつきましては、聴覚障害のある方に寄り添った提供ができるものと考えているところでございます。

なお、36点配点されている中で23.4点でございますので、おおむね70%ぐらいの得点ということでございまして、問題はないと考えているところでございます。

小越委員 聴覚障害者情報センターの団体の財務状況は健全かというところで、先ほど公認会計士の方がいいと言っていましたけれども、公認会計士のこの方も含めて、全て5人の委員全部がD判定です。Dとは先ほどやや劣ると説明がありましたけれども、団体の財務状況が、公認会計士の方も

含めて全員がやや劣るというDと判定している。そのほかにDという判定しているところが幾つかありまして、いずれも収支のところ。収支計画の実現の可能性はどうかについて、5人中3人がD判定です。収入支出の積算と事業計画の整合性が図られているかは、5人中2人がD、あとはAとかBとかCなのですけれども、Dとついているところがすごく気になります。

4年目で若い企業というのですけれども、この財務状況について、これから4年間、指定管理していく中でどのように指導されていくのか、確認していくのか、そこはどのように担保をとっていくのでしょうか。

小澤障害福祉課長 経理的基盤にかかります審査につきましては、先ほど申しましたように公認会計士である委員の意見を、それぞれの委員の審査に反映をしたと聞いております。全員がD判定ということで、やや劣るとなっているところは間違いないところでございます。

これにつきましては、繰り返しになりますが、設立から4年という中で、当初、赤字経営がこのくわの家につきましては2年間続いていたのですが、その後、2年間につきましては、利用者がふえてまいりまして、収益が増加してきているところです。最終的には、直近の財務状況におきましては、純資産の部がマイナスからプラスに転じたというところで順調な伸びを示しておりますので、今回のカナエールが指定管理者になることにつきましては問題ないと考えているところでございます。

小越委員 今まで社会福祉事業団がずっとこの聴覚障害者センターを指定管理に手を挙げていたのですけれども、今回、社会福祉事業団が応募すらしてこなかった。それは何か思い当たるところはあるのでしょうか。なぜ社会福祉事業団は、この間ずっとやってきたにもかかわらず応募すらしなかったのか。どうなのでしょう。

小澤障害福祉課長 社会福祉事業団につきましては、今回、応募がなかったわけですが、聴覚障害者情報センターにつきましては、聴覚障害者の情報不足を補うとともに、日常生活及び社会生活を支援する拠点としての役割が求められているという施設でございまして、事業団といたしましては、このセンターの運営は、聴覚障害者の団体がみずから行うか、もしくは聴覚障害者福祉に精通した団体が運営することが望ましいというお考えがあったようございまして、今回につきましてはそういった点から応募がなかったと聞いております。

小越委員 社会福祉事業団と比べて、今度のカナエールのほうは財務状況が少し心配なところがありまして、委託料もそんなにたくさんふえているわけでもありませんし、今後、4年間のところでサービスが後退するようなことになってしまったら困るので、定期的に、県とすると指導したり、チェックをしたりするとは思いますが、どのようなことを予定されているのでしょうか。

小澤障害福祉課長 今後のサービスの低下につながらないように、県といたしましても定期的なモニタリング、また利用者の皆様からのアンケートを含めましたモニタリング等を通じまして、利用者の御意見を反映するとともに、県のほうからも気がついた点につきましては積極的に指導してまいりたいと考えております。

桜本委員長 毎月、財務諸表の確認とか、そういうことをしているのですよね。

小野福祉保健総務課長 モニタリングにつきましては、指定管理者から定期的にシートを出していただきまして、所管課のほうに報告をしていただくことになっております。また、第三者に対する利用者のアンケート結果、また苦情などについても報告をいただくことになっております。また、施設所管課といたしましては、自己評価を含む事業報告ですとか、第三者からの意見、それから現地確認などに基づきまして運営状況を確認しまして、必要に応じて改善指導などを図っていくこととしていくところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(債務負担行為の設定について)

小越委員 債務負担行為についてお伺いします。今回の指定管理の考え方で、限度額というところが出てきました。この限度額というのは、誰がどういう根拠で決めたのでしょうか。

小野福祉保健総務課長 御質問のありました債務負担行為の限度額設定の考え方でございますけれども、指定管理者との契約予定額を限度額として設定をさせていただいたものでございます。

小越委員 限度額というのは今まであったのですか。限度額というのは、こちら側が枠を決めて、その限度額の範囲でないと、たしかこの指定管理はとれなかったと思うのですけれども、今回、限度額をどうしてこういうふうにしたのですか。

小野福祉保健総務課長 ただいまは債務負担行為の限度額の説明をさせていただいたところでございます。今、委員のおっしゃられたのは、指定管理の選定に当たって予定価格を示したということだと考えますけれども、それにつきましては、県があらかじめ見込額を算定しまして上限額を設定することによりまして指定管理者の提案額を抑制できるということですか、応募者が収支計画を立てやすくするというところから、平成28年度から設定をしているところでございます。

小越委員 上限額は、あくまで県が決めて、その上限額の範囲で入れないと指定管理はもう資格がないということで、だから点数が全部20点とか30点になるわけですね。その評価の中でも、施設の管理にかかる経費のところは、全員が限度額の上限のところを上回らないよう入れてくるわけですから。そうすると、最初から抑制ありきで金額をこちらは決めてくる。

そうしますと、指定管理のいろいろなこの間の委員会の審議の中でもありましたけれども、人件費の抑制や、今度、水光熱費を抑制すると。県がどんどん指定管理の経費を節減しますと、住民サービスを低下することにつながるのではありませんか。いかがですか。

小野福祉保健総務課長 ただいま御審議いただいておりますのは、債務負担行為の限度額ということでございまして、こちらについては以前から限度額の設定を行っているところでございます。

小越委員 施設の管理運営にかかる経費というのは、この上限額の範囲でしか指定管理に入れないから、だから全部満点なのです。そうなっているのですよね。そうしますと、この限度額をどうして決めたかという、やはりこの施設の管理を縮小する、どんどん抑制するというところが働いてこの限度額を決めてくるというのは、私、やはり間違いだと思えます。これから、指定管理施設は、例えば愛宕山少年自然の家ですとか、老朽化が進む中で、これからの管理運営が大変になってきます。県側が決めた範囲でやるということ自体で、この債務負担行為の金額そのものが低すぎるのだと思えます。だから、私はもっと上げるべきだと思いますがいかがですか。

小野福祉保健総務課長 現在、御審議いただいておりますのは、債務負担行為の限度額としてどのように設定をするかということでございまして、債務負担行為についてはこれまでも限度額を設定しているところではございます。

討論

小越委員 そうは言いましても、この債務負担行為の限度額は少なすぎると思います。やはりこちら側が決めた金額の中でしか指定管理の金額を決められない。大切な住民サービスが低下することにつながりますので、抑制するための限度額を決めていくわけですから、私は、場合によっては、特に愛宕山ですとか、債務負担行為の指定管理委託料をもっと上げるべきだと思いますので、私には反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第30-6号 身体障害者手帳の様式の変更に関することについて

意見

小越委員 私は、この請願の紹介議員でもあります。採択すべきだと思います。プライバシーへの配慮から障害者手帳の形式の変更を求める請願です。本人の写真と山梨県の判こが押してある面を提示いたしますと、同時に障害者名も提示することになってしまいます。東京都では、プライバシーに配慮してこの様式を変更いたしました。東京都では、交通機関など、手帳を提示するときに必要な情報、氏名、顔写真、手帳番号、発行年月日、障害等級、JRの区分、減額区分が見えるようにしました。住所や生年月日、保護者、障害者名、身体障害種別、それは外から見えないように手帳内部に記載しております。

障害者の方々に配慮して、プライバシーに配慮した身体障害者手帳の形式、様式を変更するのは妥当だと思います。障害者の方々にとって、このくらいかというかもしれませんが、自分のことをどこまで人に伝えるかということで、プライバシーのことを配慮しなくてははいけませんので、私は東京都のようにこのような手帳に変更すべきだと思います。請願を採択すべきだと思います。

杉山委員 この身体障害者手帳の交付にかかわる事務につきましては、法、あるいは施行令、施行規則で必要事項を定めて、それらに従った事務処理が求められており、本県の身体障害者手帳の様式は、身体障害者福祉法施行規則で定められた様式に準じていると承知をしております。

また、現在、国の社会保障審議会障害者部会において、障害者手帳のカード化などについて検討がなされておまして、今後の国の動向を注視する必要があると思います。したがって、継続審査とすることが適当であると考えます。

討論

小越委員 先ほど意見を述べましたとおり、東京都でも変えているわけです。手帳を発行するのは山梨県ですので、身体障害者の方々のプライバシーや気持ちに配慮した、合理的配慮も含めて、この手帳の形式を変えることは可能だと思いますので、この請願を採択すべきだと思います。

杉山委員 先ほども意見のところでも述べさせていただきましたが、本県の身体障害者手帳の様式は、身体障害者福祉法施行規則で定められた様式に準じていると承知をしております。身体障害者手帳の交付事務については、法、施行令、施行規則で必要事項を定め、それらに従った事務処理が求められています。現在、国の社会保障審議会障害者部会において、障害者手帳のカード化などについて検討がなされておまして、今後の国の動向を注視する必要があることから、継続審査とすることが適当であると考えます。

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(胃がん予防推進事業費について)

早川委員

ここ数年、県が行っています胃がん予防のためのピロリ菌対策についてお伺いします。決算特別委員会のときも少しやったのですけれども、がんの中で大腸がんと並んで胃がんは非常に重要で、調べてみると県内で年間700名の方が胃がんにかかって、300人の県民の方々が胃がんでは亡くなっているということです。そして胃がんの原因というか要因の8割がピロリ菌の感染が原因で、ピロリ菌にかかっている人が感染していない人の5倍になる。

こういう中で、県が、平成27年か、平成28年ぐらいからピロリ菌のこういう対策をやっている。これはいいことなのではございますけれども、平成28年度のときに申請想定件数を6,000件ということで予算化したのですけれども、その年は実は860件ぐらいしか申請がなく、14%ぐらいの利用率で、これを受けて平成29年度は3分の1の2,000件としたのです。そのときも、少し報道でも取り上げたのですけれども、2,000件を見込んでも実績は1,030件ぐらいで、想定半分だった。

これでは、この資金が有効活用されているとは私は思えない。そこで、まず今年度、平成30年度は果たしてこの資金を有効活用されているのか、まず申請状況はどんな状況なのか、お伺いします。

下川健康増進課長 今年度のピロリ菌の除菌治療の助成の申請件数でございますけれども、11月末までの申請件数で448件となっております、前年度の同期に比べまして大体約7割という状況となっております。

早川委員

448件ということで、このまま推移すると、これまでと同じように2,000件のうち、1,000件いかないのではないかなと私は思います。せっかくこうやって予算をとって、この間も言ったようにPRをしているということで、たしかリーフレットを10万部刷ってPRしていると思うのですけれども、制度自体に何かほかに原因とか、受けづらいとか、助成利用が伸びない原因があるのではないかな。もう3年間、6,000件を2,000件にしてやっているのですけれども、制度自体が伸びない原因をどういうふうに考えているのか。それを解消しないと、1,000件のうち400件ではちょっと意味がないのかなと思うので、その点、どうお考えですか。

下川健康増進課長 PRにつきましては、決算特別委員会でもお答えしましたが、リーフレットやポスターのほかにも、テレビCMでありますとか、スポット放送とか、また広報誌「ふれあい」など、さまざまな方法で周知に努めているのですけれども、それでもまだやはり周辺でもこの制度のことを知らないという方もおられますので、その辺は、一層、今後も周知に努めていく必要があると考えております。

またもう一つ、やはりピロリ菌の除菌というのはこの制度の前から始めている方もいらっしゃる。この制度がもう、毎年、利用されたり、利用されなくても除菌されている方もいらっしゃる。そういう中で、除菌治療が進む中で、陽性の方、対象となるピロリ菌の感染している方というのが年々減っているということもやはり一つにはあるのではないかと考えております。

早川委員

確かに助成が低調だということだけれども、そもそもの目的は、胃がんに対して影響力のあるピロリ菌の検査とか除菌治療の率を上げること。ちょっと調べて見ると、そもそも検査のお金が安いので、面倒なことをしてまでも助成を受けるということでもないようなこともあるようです。先ほど答弁がありました、ピロリ菌の保有者が少し減ってきているということですが、それに対して、具体的にあるのですか。実際に減っているという数字というのか。何かあったらお願いします。

下川健康増進課長 県内で検診などを行います主な医療機関で、毎年、調査を行っております。その結果により

ますと、ピロリ菌の検査を受けた方のうち、これは、やはり一度受けた方が二度は受けませんから、毎年、違う方が検査を受けるのですけれども、その方々の中でピロリ菌に感染している陽性者の方の率を見ますと、平成27年度が29.4%ほどだったのですが、平成28年度が25.1%、平成29年度、昨年度になりますと21.6%という形で、年々、陽性者の率というものが低くはなっております。

早川委員 今、ピロリ菌の治療が進んでいるという答弁だったと思うのですけれども、除菌の治療を行うためにはピロリ菌の検査を必ず行わないといけないので、その検査を受けやすくするというのも重要だと思います。各市町村で、人間ドックなどの検査でも、ピロリ菌の検査を取り入れていくことが、受診率を広げていくのに非常に重要だと思うのですけれども、ピロリ菌の検査を取り入れている市町村はどのくらいあるのでしょうか。

下川健康増進課長 住民を対象に実施しておりますがん検診などの中で、ピロリ菌の感染の検査を導入しております市町村の数といたしますのが、昨年度、平成29年度の実績では13市町村となっております。平成27年度が8市町村でしたので、そこから5市町村、2年間で増加しております。例えば昨年度始めたところとしまして、甲府市とか昭和町なども検査を取り入れているようでございます。

早川委員 最後になりますけれども、先ほど言ったように県内で胃がんによって亡くなっている人が多いと思います。大体年間300人ですから、1週間に大体6名ぐらいの人が胃がんで亡くなっている、そういう状況の中で、ピロリ菌の対策というのは非常に重要だと思います。予算をとってやっているわけですから、引き続きいろいろな手法でPRを県民にやっていただくことと、それと先ほど言った検査をより受けやすい体制について、よりやっていただくようお願いをします。

下川健康増進課長 PRにつきましては、今までも広く県民を対象にPRもしておりますし、本年度からは、やはり新しい感染というのは親から子というのがありますので、特に乳幼児の保護者を対象に、ターゲットを絞りまして、子から親へのメッセージ事業などの機会、また乳幼児健診などの機会を捉えてPRをしております。また、市町村に対しましても、毎年、担当者に、研修や会議などの際にこの事業や効果を詳しく説明いたしまして、事業の適切な実施について広めているところでございます。

(風疹について)

杉山委員 今、全国的に問題になっている風疹ですけれども、山梨県の今の風疹に対する現状というのはどういう状況なのか教えていただきたい。

下川健康増進課長 風疹につきましては、県内におきましては、全国的に風疹の流行がございました平成24年度から平成25年度、このときにはかなり患者の発生が多かったのですけれども、平成26年度以降は毎年ゼロ件、1件というような状況がずっと続いておりました。それが、本年になりました全国的にまた流行する中で、8月に最初の患者の発生の届出がございまして、その後、これまでに11件の届け出を受けております。

患者の年代で言いますと、よくマスクミ等でも言われておりますとおり30代から50代というところが年齢としては多くて、11人のうち9人が男性といった状況になっております。

杉山委員 例年1人、2人というのが2桁になっているという状況なわけですね。かなりふえているということですね。これだけ、今の時代、人のいろいろな往来だとか移動が多い社会なので、神奈川県でしたか、非常事態宣言みたいなことをされたとかもニュースで聞いたのですが、今、多い状態だということを受けて、山梨県として何か対策とか対応とかというのを考えていますか。

下川健康増進課長 風疹患者の増加を受けまして、注意喚起ということで、県内の医療機関に対しまして、風疹の可能性を念頭に置いて診療を行うようにということを周知いたしますとともに、また保健所に先ほどのように報告があった場合には、迅速に確認検査を行いまして、患者の早期発見、また蔓

延防止に努めております。

また、ホームページ、市町村の広報、報道機関などにも御協力いただく中で、このようにはやっていることも知らせまして、風疹の抗体がないと思われる方、特に普通の方よりもやはり妊婦さんがかかると胎児への影響ということもございますので、妊婦さんの御家族などに対しまして、予防接種を受けることを検討いただくように周知を図っております。

また、妊娠を希望する女性でありますとか、その御家族、また抗体価の低い妊婦さんの御家族などを対象に、平成26年度から、各保健所におきまして、無料での風疹の抗体検査を行っておりまして、今年度11月までの実績で、昨年1年間の検査の件数の4倍以上の553人の方が抗体検査を受けておられます。この辺からも、周知の効果はあらわれているのかなと考えております。

杉山委員 情報の収集だとか、そういうのは当然必要ですが、40代、50代の特に男性が抗体を持っていないという話もありますので、ぜひそういう方に積極的に周知をしていただいて、そういう方になるべく予防接種を受けていただくということも必要かと思えます。やはり広まってからというよりは、今、できることをやるということの観点で、ぜひそういう方に積極的に予防接種を受けていただくという行動も大事なかと思えますので、その辺もぜひ考えてやっていただきたいと思えます。

下川健康増進課長 マスコミでも報道されておりますが、国のほうでも風疹に関する追加的対策を講じるということで、今、おっしゃられたように39歳から56歳の男性を主な対象としまして、抗体検査をした上で予防接種を定期接種として行うということが方針として出されておまして、週明けに国のほうで各県の担当者を集めての説明会も開催される予定となっております。それを受けまして、定期接種の実施主体は市町村となっておりますので、市町村に対してもきちんと情報提供、また周知を行いまして、適切に対応を行えるように、また医療機関のほうとも連携する中で県民に対しても周知に努めてまいりたいと考えております。

(りんご病について)

望月(勝)委員 最近、県外でも、県内でもちょっと出たのではないかと思うのですけれども、りんご病というのが出ていると思うのですけれども、その辺の県内の状況、実態と対応をちょっと教えてもらいたいのですが。

下川健康増進課長 りんご病、正式には伝染性紅斑と申しますけれども、主に子供がかかる疾病でございまして、発熱、風邪のような症状から、しばらくたってからほっぺたが赤くなってリンゴのようになるのでりんご病と俗に言われております。

県内で、県外もあわせてですが、最近、幾つかの保健所の管内で患者が定点報告でふえておまして、そこで警報という形でマスコミ等にも情報を提供させていただいて注意喚起を図っているところです。やはり県外でも県内でも同じような状況です。このところ増加傾向にございますので、これは今後とも注意していきたいと考えております。

望月(勝)委員 りんご病というのは、最近、マスコミでちょっと騒がれているのですけれども、このワクチン等の状況、それからかかった場合の、例えばひどい場合には後遺症が残るとか、そんなようなことがあれば教えていただきたいのですが。

下川健康増進課長 りんご病の症状としましては、最初は軽い風邪のような症状で、その後、かなりたってから赤くなってきます。一番感染がしやすいのが最初の風邪のような症状のときということで、もう赤くなったりりんご病だとわかるころにはあまり感染力がなくなっているという状況です。

一般的にはあまり重篤になるような疾病ではないのですが、ただやはり妊婦さん等がかかった場合には胎児への影響が懸念されるものですので、特に注意を呼びかけておりますのが、そういったはやっている中で、風邪のような症状がある場合には、そういう方には妊婦さんはなるべく近づかないというようなことをできるだけ注意していただきたいと呼びかけているところでござ

ざいます。

望月（勝）委員 今、そういうことで妊婦さん、子供さん等の話も出ましたけれども、これは潜伏期間がちょっと長くあると聞いたのですけれども、これから小中学校、それから今の産科医とか、そういうところの妊婦さん等、そういう方々への指導は県としてはどのようにしていくか、お聞きしたい。

下川健康増進課長 この辺につきまして、やはりマスコミにも、御協力をお願いしながら、あと本県のホームページ等を通じまして注意喚起をしているところですが、先ほど申しましたが潜伏期間が長いということで、最初の症状が本当に風邪のような症状から始まるということですから注意が必要なものと考えております。その辺を十分に県民の皆様に周知できるように努めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 これは特に教育委員会、学校等の関係もあるし、それから市町村へも周知徹底して、そして、やはり特に冬場ではないかと思うのですけれども、そういう時期になる前に、流行性感冒ではないのですけれども、それと同じような指導をこれからしていただきたいと思います。その辺を聞いて終わります。

下川健康増進課長 りんご病につきましては、実はワクチンがない疾病でございますので、ワクチンによる予防というのは難しい状況です。ですから、先ほど申し上げましたように、風邪のような症状が出た場合にはりんご病も疑っていただいた上で、十分周りの方が注意していただくということが一番の予防になるかと思っております。

（子どもの心のケア総合拠点整備について）

小越委員 教育委員会で富士北麓公園の施設の入札、工事についていろいろな行き違いがありました。今度、子どもの心のケアの総合拠点も福祉保健部が事業主体ですけれども、県土整備部に発注していることでちょっと心配です。改善するという話があったのですけれども、この子どもの心のケア総合拠点の1区、2区の工事について、どのような打ち合わせとか話し合いとか連携をされているのか、今後、どういうふうにしていくのか、概要をお知らせください。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長 子どもの心のケア総合拠点につきましては、平成28年11月に策定いたしました基本構想に基づいて整備を進めているところです。今回、総合拠点については4つの施設からなりますけれども、2分割いたしまして2工区、2つの工事として発注をしているところです。工事を発注している営繕課、あるいは学校施設課、また障害福祉課ですとか子育て支援課等と打ち合わせをしながら準備を進めてきたところです。

小越委員 今回の入札に当たって11月5日に日経工業、井口工業、依田工務店が、もう1工区が、長田組、興龍社、昭和建設、2社のうち1社が落札して、2日後にそこで落ちてしまったところが今度は1社だけ落札したということです。今度、2つの工事ということで、たくさんの方々と打ち合わせをしなければならないと思います。教育委員会とも、それから福祉保健部とも。細かいところ、それこそスロープか取っ手かということ、1つ1つ確認していかないとけないと思うのですけれども、それについては定期的にチェックをしたり、福祉保健部から、または教育委員会からアプローチしたり、そういう予定はあるのでしょうか。

土屋子どもの心のケア総合拠点整備室長 現在、既に工事の入札が終わっておりまして、本議会で議決をいただいた場合については、速やかに工事に着手したいと思っております。地元説明会をはじめ起工式等について既に打ち合わせを始めているところです。これからも工事の進捗に合わせて、具体的に打ち合わせを進めていきたいと思っております。

小越委員 落札のことはここではなく、県土整備部の委員会で扱うことなのでここでは触れませんが、この落札の状況が心配ということ、この前の教育委員会みたいなことがないように、適切

に意見交換をしたり、打ち合わせをお願いしたいと思います。

(介護保険適用の福祉用具レンタルについて)

次に、介護保険の福祉用具のレンタルについてお伺いします。今年10月から福祉用具レンタルの全国平均価格の公表や上限設定を行うことになり、福祉用具レンタル13品目、ベッドや手すりやスロープ、ベッドの附属品など、ありますけれども、自立した日常生活を送るための用具とされており、自立した生活にはさまざまな場面で、さまざまな場所で必要になってくると思います。そこでお伺いしますけれども、同一品目複数の貸与は可能ですか。何か制限はあるのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 同一品目の福祉用具の貸与につきましては、ケアプランにその必要性について明確に位置づけがされていれば給付が可能となっております。

小越委員 そうですね。玄関とトイレ、どちらにも手すりが必要だと、こういうケースが多いと思います。ベッドには柵とかマットレス、立ち上がりの手すりやテーブルが必要になってくると思うのですが、南アルプス市では、事前に保険者に相談して認められた場合にしか複数貸与はできないというような通知が出ている。やらなかった場合はさかのぼって過誤調整もしろという通知も出ていると聞いておりますが、これについてどう思いますか。

佐野健康長寿推進課長 南アルプス市を含めまして各市町村に対しましては、あらゆる機会を通じまして、適正な認定や受給者が真に必要な過不足のないサービスについて、ケアプランがちゃんと作成されますように助言をしておりますし、今後もそうしていきたいと考えております。

小越委員 そうですね。厚生労働省にも確認しましたが、別に事前相談が必要なんてことは一つもない。ケアプランで必要な用具であればそれはレンタルすると。それはケアプランでチェックもできますし、給付管理もできるわけですから、南アルプス市がなぜこのようにしたかということ非常に疑問に思っています。保険者に事前相談がなかったとして、玄関やトイレの手すりなど、過誤調整すると指導があり、混乱が生まれているようです。まさか利用者から取り上げるようなことはないと思いますけれども、それではケアマネが負担するのか。そんなことはできないと思います。

ところが一転して、12月7日の5時過ぎに南アルプス市から文書が入り、入所等ケアプラン、アセスメントシート、カタログをつけて、12月26日までにいせば内容を確認して給付をする。提出しなければ、さかのぼって対応するというので、今、大変な混乱が生じているのですけれども、この状況を県は把握しておりますか。

佐野健康長寿推進課長 最近ですけれども、数日前にそのような話をお聞きしたところでございます。

小越委員 それは県として何か対応しているのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 この件につきましてもですけれども、保険者であります市町村の考えもございますけれども、介護保険の事業者や利用者の方に混乱を来たすことがないように、丁寧に説明をして理解を求めることなどにつきまして助言をしてまいりたいと考えております。

小越委員 ぜひお願いしたいと思います。市町村に権限が委譲されていると言いますが、ケアプランをつくっているのは、南アルプス市の事業所以外にも、甲斐市や韮崎市でもつくっておりますし、福祉用具の事業者はそもそも全国に広がっているわけですし、全部の事業者にかかわってくるわけです。ですけれども、そこにちゃんと指導がいない、ましてや12月26日までにいせなんてそんなことは不可能です。

そもそも事前相談は、私は必要ないと思うのですけれども、なぜ事前相談というふうになったのか。これをしっかり指導するべきだと思うのですけれども、事前相談しなかったら同一品目複

数貸与は認めないなんていうことはあり得ないと思うのですけれども、いかがですか。

佐野健康長寿推進課長 この件に関しましては、ケアプランの中に明確に位置づけられていなければ給付は可能ということですが。利用者ごとの必要性やその判断につきましては、保険者に委ねられているところではございますけれども、引き続き各保険者に対しまして、あらゆる機会を通じまして助言をしてまいりたいと考えております。

小越委員 事前相談なしでもできるということでもいいのですね。

佐野健康長寿推進課長 その辺も含めまして、利用者の方や介護保険事業者の方に丁寧に説明をするということが大事なかと考えております。

(保育料無償化について)

小越委員 最後に保育のことをお伺いします。来年10月から国は3歳以上の保育料無償化、幼稚園も含むのですけれども、無償化ということを打ち出しております。山梨県も、今、第二子の保育料無料化をしておりますけれども、来年10月からこのような制度になりますと、県の財政負担はどのような見込みでしょうか。

下條子育て支援課長 国におきましては、施設型給付である保育所とか幼稚園などにつきましては、現行制度と同じ負担割合となるため、私立は国が2分の1の負担、都道府県と市町村は4分の1ずつの負担、公立については市町村が10分の10の負担になる予定でございます。それ以外の施設につきましては、現在、国において検討をしているということで承知しております。

小越委員 県の財政負担はふえるのか、減るのか、そこを聞きたいのですけれども、いかがですか。

下條子育て支援課長 今、申しましたように、私立におきましては都道府県と市町村が4分の1ずつ負担しますので、県の負担及び市町村の負担はふえることとなります。

小越委員 市町村と県の負担がふえると。ただ、市町村は保育料を既に減額しているのですよね。5段階、6段階、13段階とか、細かく刻んでいる。そこに市独自、町村独自で保育料の軽減をしているのですけれども、それも含めると市町村の負担はどうなるのでしょうか。少なくなるのですか。それでもふえるのですか。

下條子育て支援課長 それぞれの市町村の負担につきましては、今、お話がございましたとおり、減免とかしております。金額につきましては、今、国等におきまして試算しているところだと承知しておりますので、各市町村によりまして、その負担の割合というのが変わってくるものと承知しております。

小越委員 やはりこれは国が言っているわけですから、市町村や県に負担を求めるのではなく、やはり国が一律全額負担をするように要請するべきだと思います。

今回、来年10月からそのようになりますと、保育需要はふえるのではないかと思います、どのように推測されますか。

下條子育て支援課長 今、知事会ですとか市長会が、県や市町村の要望を国へ要望しているところがございますので、また県におきましても、先月の11月22日におきまして、開始時期だとか財政負担などについて具体的な方針を早急に示すようにということで要望をしているところがございます。

それから、保育需要につきましては、3歳から5歳児の9割以上の方は既に保育所や幼稚園に入所していること、3歳未満児の無償化は住民税非課税世帯に限られるということがございますので、無償化によりまして入所児童は現在よりも増加するのではないかと想定しております。

(待機児童について)

小越委員 やはり増加するのですね。それで、今、山梨県は、皆さん、黄色いバッチをつけて待機児童ゼロと言っておりますけれども、例えば4月の時点でもですけれども、今現在、希望する保育所に入れない方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

下條子育て支援課長 潜在的待機児童というようなことをおっしゃられているのかと思いますけれども、各市町村におきまして、希望する保育所に入れるように、また丁寧に保護者の方に指導しているということでございますので、希望する保育所に入れない方が何人というふうなことで、県で把握していることはございません。

小越委員 例えば韮崎市のホームページに載っておりましたけれども、待機児童について、第一次受付期間に申し込みされた場合は全ての児童が入所できていますが、一次受け付け以降、入所を希望する未満児の中には、ほかに入所が可能な保育所があっても定員に達した特定の保育所を希望し、入所を待つ児童が、平成30年11月1日現在4人いると。このような入所待ちの場合は国で定義する待機児童には該当しませんので、本市ではこれまで待機児童はおりませんでした。平成31年10月に国が予定している無償化が開始された場合、待機児童が出ることが予想されますと書いてあります。市民団体の皆さんが、保育所の待機児童について各市町村にアンケートをとったところ、韮崎の場合は兄弟と同じ保育所を希望したい、なのでこの保育所しかないということで、さっき課長が言いました潜在的な待機児童になっていると。

これは、特定の保育所を希望していても、これはもう待機児童とカウントするのが筋ではありませんか。そして、ほかにも、例えば甲府市では、特定の保育所を希望しているという方はゼロ歳児で40人、1歳児11人、2歳児6人、3歳児、4歳児はゼロですけれども、ゼロ歳児が圧倒的に多いです。特定の保育所によっては、さっき言いましたように兄弟で同じ保育所にどうしても入れたい、そうしないと仕事ができないからです。そういう方々を待機児童とカウントしている市町村が全国でふえているのですけれども、山梨県はそれをあくまでも市町村の判断だから待機児童にカウントしないということですか。県として指導しているとか、そういうことはないのですか。

下條子育て支援課長 待機児童につきましては、国の要領に基づきまして、毎年4月1日、10月1日時点において市町村が調査し、県が取りまとめて国に報告しているところでございます。待機児童調査の要領によりますと、特定の保育所のみ希望し待機している場合は、待機児童には含まれないことになっております。

小越委員 待機児童は百歩譲ってゼロだとします。皆さんが言っているようにゼロだとする。だけど、年度途中に入れない、希望する保育所には入れない、そして仕事に復帰できないという方がいるのは事実ですね。その方々に対してどういう対応をしているのですか。

下條子育て支援課長 年度途中の保育士の確保が厳しいということ、また希望する保育所に入りにくいという保護者の方からの声を伺っております。そうしたことから、県としましては、市町村と連携しながら、保育士の確保、定着に今後も努めてまいりたいと考えております。

小越委員 であれば、その黄色いバッチは待機児童ゼロと言っている、黄色いパンフレットも待機児童ゼロと言っている、ただし希望する保育所には入れない場合がありますと書くのが筋ではありませんか。待機児童がゼロですと山梨県は全国にうたっている。だけど、来てみたら待機児童と同じで、希望する保育所には入れない、年度途中に入れない、それでも移住政策として、山梨県子育て日本一と言っていると。看板に偽りがあるのではありませんか。百歩譲って待機児童ゼロと書いたとする。しかし、年度途中には入りにくいですと、ほかの市町村もみんなホームページに書いてありますね。年度途中は入りにくい状況です、未満児は入りにくい状況ですと書いてあります。山梨県もそう書かないと。それで全国に向かって子育て支援日本一なんて看板に偽りではありませんか。黄色いパンフレットに、待機児童ゼロとありますが、しかし年度途中は入れな

い、希望する保育所には入れませんと書くのが筋ではありませんか。それが全国に対する真摯な姿勢だと思いますが、いかがですか、部長。

下條子育て支援課長 待機児童という言葉は、あくまでも国の調査要領に基づく言葉でございまして、国の調査要領に基づきまして調査した結果、市町村がゼロと報告しているところでございますので、今、待機児童ゼロということでございます。

小越委員 ここで言っても話が繰り返しになりますけれども、待機児童ゼロと言ってもいいです。言ってもいいですけれども事実は違うのですから。事実即して対応しなかったら、これは全国に山梨県は違うことを言っているのではないかと言われますよ。移住しようと思って来たら、希望する保育所には入れない、年度途中に入れない。それはちゃんと山梨県として責任を持って言うべきです。私は事実を把握しない限り、対応策は出てこないと思いますので、そこはしっかり事実を全国に向かって言うべきだと思います。

下條子育て支援課長 待機児童につきましては、国の調査要領に基づきまして、特定する施設、保育所等を希望している方におきましては、市町村が丁寧に説明して、それにかわる利用可能な保育所等の情報を提供したにもかかわらず、希望する保育所への入所のため待機している場合につきましては、待機児童に含めないこととなっております。そういうことから、国の要領に基づきまして、待機児童はゼロと市町村が報告しているものと承知しております。

主な質疑等 教育委員会関係

※第84号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第118号 指定管理者の指定の件（山梨県立青少年センター）

質疑

塩澤委員 今、説明いただいた青少年センターの指定管理者の件について質問いたします。
まず指定管理者の候補者の選定、これはもちろん公正に行われるというのは当たり前の話だと思います。公正に行われたかどうかということをお尋ねしたいのですけれども、どういった理由があって公正をとということでやられたのか、まずお伺いします。

塩野次長・総務課長事務取扱 選定が公正に行われたのかどうかという御質問でございます。まず、選定に当たりますと、5名からなる委員全員を外部の有識者とする指定管理選定委員会を設置しまして、公平性を確保するとともに、委員は募集要項によりまして事前に氏名や役職を公表し、透明性を高めたところでございます。また、委員のうち1名は会計の実務に精通をしました公認会計士としておりまして、経理や事業の運営面など、総合的な審査を行っていただいたところでございます。
さらに、選定委員会の運営につきましても、各委員の意見を反映させた審査項目ですとか配点等に基づきまして、委員の立場と責任において専門的な見地から評価をしていただいております。公正に選定が行われたものと考えております。

塩澤委員 今までの経緯とかいろいろなこともあろうかと思うのですけれども、この外部委員のみで行ったこと、その部分はこういった理由だったのでしょうか。

塩野次長・総務課長事務取扱 まず、これまでの経緯という点についてでございますけれども、平成23年までは外部委員と、それから県職員でこの委員会を構成しておりました。しかしながら、手続の透明性ですとか公平性を一層向上させるという必要性から、選定委員会を設置するために基本方針というものをつくっておりますけれども、その基本方針の改正を行いまして、今は外部委員のみとなっております。
その選定委員会においては、施設の設置目的に沿いました公共サービスの水準の確保という要請がございます。これに応える最も適切なサービスの提供者を選定するというところでございますので、委員全員が外部有識者であることにつきましては、透明性、公平性を確保した選定、あるいは評価を行う上で必要なことであると考えております。

塩澤委員 公平性ということを考えたときには、外部だけでというのも当然の話かなと思います。
さっきの話の中で、応募団体というのがありましたけれども、これが1団体だけだったというようなことでありますが、これは何か理由があるのか、またそういう想定はあったのでしょうか。

塩野次長・総務課長事務取扱 今回、提案をさせていただいている中でも、やはり1団体のみというところが多かったわけでございますけれども、おそらくということでございますが、現在の指定管理者によ

る管理運営が適切に行われているということで、新規に参入を検討するようなことのあった事業者が、それを超えるような水準のサービスをより低廉なコストで実施をするということが難しいと判断をされた面もあったのではないかと考えております。

塩澤委員 いろいろな事情があったと思うのですが、応募者をふやす努力というのは、今の理由のほかにも何かあったのでしょうか。

塩野次長・総務課長事務取扱 県といたしましては、やはり競争という観点から、できるだけ多くの方に応募していただきたいということから、県のホームページを通じてPRをするとともに、県の広報誌「ふれあい」ですとか、県のSNS、これはTwitterでございますけれども、こちらにも募集情報を掲載いたしまして、広く周知を図ってきたところでございます。

塩澤委員 なかなかいかなかったというのも現実かなと思います。
この選定委員のほうから、事業の広報活動により利用者増加を図り、収入確保のためのより一層の努力をというような説明がここにあるのですが、プロポーザルではこういった提案があったのでしょうか。

保坂社会教育課長 プロポーザルにおきましては、施設利用促進のためにやまなしくらしねっどを利用した施設の予約状況や空き状況をホームページで随時公開すること、そしてスポーツや文化活動を支援するために、スポーツ少年団への案内、これを強化することによってスポーツ合宿やスポーツ大会、こういうものを開催していくということ、そして地域交流のために青少年センターで行われます事業を、自治会などを通じて情報発信をすること、そのほか地域のリーダーの育成という点から、近隣の高校や大学のボランティアサークルへの呼びかけを行って青少年ボランティア推進事業の提案、こういうことがありました。

塩澤委員 いろいろなことを考えてもらってやってもらっていくというのが当然かなと思います。
最後に、先ほどもお話ししたとおり応募団体が1団体であったということと、5ページの最終的な合計点が70.2点ということでもありますけれども、いろいろな意味で1団体だった、あるいは70.2点だというようなことも踏まえた中で、指定管理者の候補者とするということ、これが本当に適切だったかどうかということ、改めてその理由をお尋ねしたいと思います。

保坂社会教育課長 ただいまの質問にお答えいたします。審査については1社だけの応募ということもあり、細部にわたってより厳しい審査になったということが結果としてあらわれているのかと考えます。
選定委員につきましては、選定委員会で決定した選定基準に従って各審査項目についてABCDEの5段階の評価を行い、Cがすぐれているということで、さらにすぐれている場合はAないしB、そしてこのCより劣っている場合はDないしEといたしました。AからEの評価に対して、Aは満点、そしてBは4分の3点、Cは半分の2分の1点、Dは4分の1点、Eは0点の係数を設定し、それぞれの審査項目ごとに配点に係数を乗じて各委員の評価点といたしました。
評価方法は2点になります。企画提案に対する企画提案点、そして提案価格による提案価格点、これを合計して評価しております。資料5ページにございます選定基準の1から6までが最初に申しました企画提案点でございます。選定基準の7が提案価格点となっております。仮の話であります。選定基準の1から6まで、この企画提案点に全て、真ん中のC、このすぐれていると評価された場合には配点が80点になりますので、ちょうど2分の1ということで40点の評価点になり、2つ目の提案価格につきましては応募団体が1団体でしたので、配点20点が20点の評価点となり、合計60点ということになっています。
以上の点からも、70.2点、この点数は全ての審査項目がすぐれているという基準を満たしていると考えています。

塩澤委員 いずれにしても、指定管理を1回やると、平成35年3月までということになります。しっかりと注視していただきながら、こういったことがしっかりと実行されているかどうかということ

も注視しながら、またしっかりやっていていただきたいと思います。

保坂社会教育課長 今いただきました御意見、ありがとうございます。今回、審査項目の評価に、選定委員から審査において示された運営上留意すべき事項ということで、こういうことを加えることによって、適正かつ安定した管理運営やサービスの質を確保することとして、指定管理の候補者を決定したということであります。青少年協会が青少年センターの指定管理者として、県民の方によりよいサービス等を提供できますよう、検討して指導してまいりたいと考えております。

清水副委員長 青少年センターは、私も若いときからかなり使って、年数があれからもう何十年とたっているのですけれども、今の青少年センターはどういう機能を持っているのか、まずそこを御説明いただけますか。

保坂社会教育課長 今の青少年センターについてであります。御案内のように、昭和45年に勤労青年センターとして設置されたということであります。施設につきましては、県立青少年センターが本館にあります。そして、体育館がございます。中には7コースのプール、そしてバレーコート1面、バドミントンコート2面、卓球台が4台、このようなものが設置できる体育館がございます。そして、青少年センター別館という、地上2階建ての建物がございます。そのほか、県立青少年センターのリバース和戸館という、会議室を主に、体育室等も備えた建物があります。以上、4つの建物が主に県立青少年センターを構成しているということでございます。

清水副委員長 先ほど企画力を評価するというお話だったのですけれども、プールに対してどういう企画があって、体育館に対してはどういうすばらしい企画があって、それぞれいろいろ使うエリアによっていろいろな提案があったと思います。それを一概に企画がすぐれたといっても、その何がすぐれているのか、よくわからない。具体的にお示しいただきたいのですけれども、例えばプールだったらこんなすばらしい企画をいただいているとか。我々が昔から使っていて、照明が暗くて困る、駐車場が狭くて困るとかいろいろあったのですけれども、そういうのはもう改善されていると思うのですけれども、今流の新しい企画というのが、多分、出ていると思うのですけれども、どんな内容でしょう。

保坂社会教育課長 今回の提案につきましては、体育館とかそういう具体的なことはありませんで、主にイベント関係が中心になりました。

清水副委員長 例えばいろいろな方がいろいろなイベントをやるときに、使いやすさが非常に問題だとか、そういうようなことだと思うのですけれども、要するに先ほど企画がすばらしいと言われたところ、それはどういうところなのか。

保坂社会教育課長 今現在もそうなのですが、今以上にまず安全安心、こういうことをしっかりと担保していくという上で、スポーツ・文化活動を支援するためにスポーツ大会などの開催を呼びかけていこうというようなこと、そして青少年センターをよりよく、より広く使っていただけるように自治会などを通じて情報発信、こういうものを積極的に行っていきたい。そして、近隣に高校とか大学がございますので、こうした若い世代、次代を担う世代の地域でのリーダー育成というようなことのためにボランティアサークルを中心に呼びかけを行って、青少年ボランティア、こういうことを積極的にかかわっていこうというような提案でございました。

小越委員 青少年協会のあり方そのものにかかわってしまうかもしれないのですけれども、今回の5人の委員の中で、施設のところの20点は全員共通なので、残り80点ですね。80点で競い合っていくと、最高のA委員は71.3点ですけれども、37.5点、56.5点、33.8点、51.4点とかなりばらつきがあります。最高の点数をつけた方は80点満点中71.3点、最下位の方は80点満点中33.8点です。かなりの差があるのですけれども、名前はわかりませんが、B委員とD委員というところがDとかいう評価を下しているわけですね。この評価に大分違

いがある。5人の委員の中で、高い評価のところがありますけれども、80点満点中37.5点、33点と半分もいかないところもわけですね。それについてはどう思いますか。

塩野次長・総務課長事務取扱 今回、5名の委員に評価をお願いしておりますけれども、それぞれ専門の分野がございまして、例えば山梨大学の川村先生につきましては野外活動等に関する教育指導者ということでございまして、山梨学院大学の長倉先生につきましてはスポーツマネジメントですとか、宮崎先生につきましては科学館の協議会の委員長などをされていたりと、それぞれ専門とされている分野がございまして、そういった視点で評価をしていただいた結果、5名の委員の評価点というのに差が出ているのだろうと思います。

委員の評価というのが均等であればいいかどうかという点につきましては、これはやはりそういった専門的な視点で評価をしていただいた結果、ある意味、厳しくなるということも十分にあり得るものだと考えております。

小越委員 午前中の委員会ではこんなにばらつきがなかったわけですね。次の青少年協会のときもかなりばらつきがある。でしたら、例えば、最高点と最下位の点をカットして残り3人の真ん中のところを平均評定する、ばらつきがあるのであればそういうやり方はしないのですか。

塩野次長・総務課長事務取扱 今回、この指定管理の評価に当たりましては、この5名の委員の評価を平均するというところで最終的な評価をしていくと、委員会の中でもそういったことで評価の仕方というものを決めていただいたということでございます。

小越委員 Dの委員なんかはD評価を3カ所つけているわけですね。中でも付記意見というのがありまして、これは青少年協会のあり方そのものが入ってくるのかもしれませんが、しっかりした収支計画ができていない、毎年、同じ数字が並んでいるのはいかかがか、新しい取り組みが見当たらない、広報計画がなおざり、サービス向上の具体的計画が不明確と。充実した新しいことを取り組みすると言っているとさっき回答がありましたけれども、付記意見には前と同じことしかしてないではないかと指摘がされているわけです。この指摘を受けて、青少年協会のプレゼンも受けて、この付記意見と、それからさっき課長が答弁したこととは整合性が合うのですか。

塩野次長・総務課長事務取扱 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、ある意味、そういった厳しい視点で評価をしていただいたと。最終的には、そういった厳しい評価もありながらも、トータルでは青少年協会にここを指定管理させるということについては、これは問題ないであろうという最終的な総合評価に至っておりますので、中での評価の部分的なものにつきましては改善の余地があるという御指摘をいただいておりますけれども、総合的には選定していくということに関して支障ないという判断をしていただいたものと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第119号 指定管理者の指定の件（山梨県立八ヶ岳少年自然の家）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 指定管理者の指定の件（山梨県立科学館）

質疑

杉山委員 昨今、ノーベル賞で日本中が盛り上がってしまっていて、改めて科学ということの大切さと同時に、科学を進歩させるのがやはり人だということも改めて感じるのですけれども、そういう意味では科学館で多くの方が科学に触れるということ、そういう意味では本当に大切な施設だと思います。今回、初めて2つの候補者が出て、採点の比較ができるみたいなことになっているのですが、この内容については選考委員が公正に評価された結果だと思っております。そのことについては詳しくは触れませんが、大切なことは、指定管理者が、今度、変わるということで、この施設は多くの方が利用されているということで、その利用者に対する不便さとか、移行することによってそういうことがないようにということが大切なことだと思うのですが、その辺について県はどう対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

塩野次長・総務課長事務取扱 指定管理者が変わることによりまして、そこで支障が出ないでスムーズな運営移行をということでございます。まず、現在の指定管理者であります青少年協会とは、この指定管理の契約を締結するときに、基本協定というものを結んでおります。その中におきまして、管理業務が遅滞なく円滑に実施がされるよう、仮にその指定管理者が変わるようなことがあった場合には、後任の指定管理者に業務の引き継ぎを行わなければならないと協定の中でうたっております。

今の時点では、教育委員会と新旧の指定管理者との間で、人員ですとか施設、設備の状況などにつきまして、引き継ぎの項目、どんなことを引き継いでいくかということについて、新旧の指定管理者と協議を進めているところでございます。今回、この議案が御議決をいただいた後は、新旧の指定管理者で引き継ぎを開始することとなりますけれども、教育委員会といたしましては、新旧の管理者との協議の状況を確認しながら、スムーズな施設運営の移行というものを図っていきたくと考えております。

杉山委員 今、来年度の4月1日から変わるということで、そういう意味では、今、おっしゃられているように引き継ぎをいかにスムーズに行うかということだと思います。そういう意味では、長年、今まで青少年協会がやられていて、その下で働いて、科学館で働いていた人というのはどうなるのかということ、それは主体的には指定管理者が決めていく話だと思うのですが、その辺について何か情報とか、そういうお話とかはありませんか。

塩野次長・総務課長事務取扱 今回、新たに指定管理者として山梨科学推進グループということでございますけれども、そのグループから、提案書の中におきまして、現在、科学館に就業中の従業員につきましては、希望者で山梨科学推進グループの方針に賛同していただける方には、従業員の選考会への参加を促すという旨の提案がございました。また、選定委員会の中の質疑におきましても、現在、就業中の従業員を積極的に選考していくという旨の回答があったところでございます。県といたしましても、今後、この提案が履行されることを確認していきたく考えているところでございます。

杉山委員 いずれにしても、利用される方、事業者には混乱がないようにやっていただければと思いますし、今回、新しく指定管理者が変わることによって、さらに科学に対する充実した事業が多く、その県民に享受されるように期待をしております。

塩野次長・総務課長事務取扱 ありがとうございます。長年、山梨県青少年協会が指定管理者ということになっていたわけですが、今回、新たに山梨科学推進グループというグループが管理運営をするということでもあります。当然、期待もありますけれども、今後も県といたしましてもしっかりと指導管理をする上で、よりよい県民サービスと、委員がおっしゃるような科学の中心的な館としての自負、そんなことを念頭に真摯に努力するように指導してまいりたいと考えております。

清水副委員長 山梨科学推進グループが、他県での科学館運営の実績とそのネットワーク云々と、こういうすごい実績があるということを書いてあるのですけれども、そのわりには、評点を見ると、こんな評点なのと私は思います。これはどういうふうに解釈したらよろしいのですか。

例えば3番の事業の考え方、具体的な手法なんて一番重要なところだと思うのですけれども、これなんかは低いですね。青少年協会のほうが高い。そういうようなことも含めて、他県での高い評価というのがよく理解できないのですけれども、そこをちょっと御説明お願いいたします。

保坂社会教育課長 ただいまの質問についてであります。山梨科学推進グループは3社におけるJVであります。代表しておりますのが湯田にあります株式会社テレビ山梨、そして、構成メンバーとして、株式会社東急コミュニティー、もう一つが東京にございます株式会社コングレというところであります。コングレにつきましては、山梨では、正直、あまり知名度は高くないということですが、例えば2016年の伊勢志摩サミット、そして科学館と同様の施設であれば日本科学未来館、そして新潟県立自然科学館、横浜こども科学館、市立でいきますと、神戸市立青少年科学館、千葉市立科学館をはじめ、全国80カ所で施設運営の実績を持つ、こういう管理運営を中心とする総合コンベンション企業ということになります。

清水副委員長 輝かしい実績を残しているということですが、先ほどの3番のところ、具体的な指標、事業の考え方、そういうことが全国各地ですごく評価されているということですが、ここで山梨県青少年協会の12点に対して10.5点というのが、そういうことをやっただけならば、これ、日本のトップレベルぐらいにいけるのだろう、15点はまずいけるのではないかなと思うのですけれども、何で10.5点なのですか。

桜本委員長 今回の質問ですが、執行部が選んだわけではないから、その評価点の合計が10.5点なのは何ですかと言われても答えようがない。選定委員の5人の評価であるわけだから、彼らにそれを質問しても答弁できないのではないかな。

清水副委員長 ということは、全国各地で評価を受けているということと今回も期待できますということで、ぜひ私も期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

小越委員 青少年協会から山梨科学推進グループへ移るということで、コングレというところが科学館や未来館でいろいろ全国的にやっているということですが、今までの青少年協会のコンセプトとこの山梨科学推進グループの科学館に対するコンセプト。今まではプラネタリウムがあって、全国に名をとどろかせている山梨県立科学館ですけれども、そのコンセプトは変わるのですか。

保坂社会教育課長 他館も同様だと思うのですけれども、県のほうでも基本的な方針というのがございます。科学館には、当然、県民の科学に対する興味関心を高めるというような使命もございます。その点はもう揺るぎないといえますか、変わることはありません。青少年協会についてお話が出ましたけれども、科学館ができたのが平成10年だと思いますが、確かに青少年協会は、長年、経験に基づいて安定した運営を一生懸命してくださった、そしてアンケートに基づいた計画などで一定の評価ができるということですが、より新しい可能性につきまして、山梨科学推進グループに及ばなかったということであると思ひます。

小越委員 山梨県として、どういう科学館がいいかというようにこちらが提示したものがあろうと思うのですけれども、それは今までの青少年協会がやっけていて、一番はプラネタリウムをやっていたところがあるので、それを引き継ぐのですか。山梨県側が指定した科学館とはこうあるべきという事業目的がありますね。こういう事業内容でこうしたほうがいいと。コングレとかやっているところは、それとかなり違うのですか。今までと同じようなものやっけていけるのですか。

保坂社会教育課長 基本的なコンセプトといひますか、当然、青少年教育施設でありますので、その部分は不

易の部分だと思えますけれども、流行の部分ということで、実際にコングレを中心としたこういう、他県での他館の運営を見ていると、広報等の工夫も含めていろいろなアイデア等を持っているという中で、新たな展開が生まれていくのではないかとということだと思えます。

小越委員 補正予算にかかわってしまうかもしれませんが、年間に割り算しますと委託料が減りますね。それはなぜ減るのでしょうか。

保坂社会教育課長 限度額の設定に当たっては、平成28年度募集の施設から予定価格となる上限額を設定しております。このため、今回の募集に当たっても、現指定管理者が作成しました協定締結時の収支計画、そして現指定管理期間中の実際に行われました実績を踏まえて、次期指定管理期間中の収入額、そして指定管理業務に必要な支出額を見込んで、その差し引きを委託料として算出しております。

金額の設定に当たりましては、現状のサービスを維持しながら、経費節減に努め、効率的な業務執行を図るものとなっております、今回の価格は適正であると考えております。

小越委員 単純にいくと1年間にすると3,000万円ぐらい、今度、委託料が減っていて、今までのコンセプトにプラスしてはやりのものも乗せると。この山梨科学推進グループに委託することになるのですけれども、全体の金額が3,000万円ぐらい1年間で減って新しいものをつけ加えるとなると、どこかにしわ寄せが行くのではないかと心配なのですけれども、その点については何か考えているものがあるのでしょうか。委託料は、それで大丈夫なのでしょうか。

保坂社会教育課長 ただいまの質問でございますけれども、選定委員会のほうで施設の維持管理に必要な職員の確保、良質なサービスの提供、管理コスト、サービス提供内容、事業計画を総合的に判断したと承知しております。

小越委員 その限度額が決まっていたから、多分、青少年協会も3,000万円ぐらい安い金額で指定管理の手を挙げていると思います。

もう一つ聞きたいのは、青少年協会が、この間、科学館を管理運営していく中で、収支の差額でプラスが出たと思うのですが、そのお金は次の指定管理者に引き継ぐのですか。それとも県に返すのですか。それとも青少年協会が持っていくのですか。

保坂社会教育課長 指定管理者の経営努力に伴ったお金でありますので、このような自己努力による利益は指定管理者の収入となるものであります。

小越委員 ここの選定委員の中ではいさかリスクな面もあると心配の声もあります。コングレのノウハウに期待できる、今まで以上に期待できるものがあるのではないかと付記意見もありますし、E委員は全部A評価ですね。80点中80点とE委員は評価しております。このE委員に対しては100点満点ですね。ほかの委員はというと、D委員は逆に35.2点とあまりに低い、差がありすぎる。青少年協会に対する高い評価の人は、逆に山梨科学推進グループが低い評価だと、逆に山梨科学推進グループが高い評価だと、青少年協会が低い評価がというふうに相関関係が見られるのですが、わずかな差で青少年協会が落ちてしまって山梨科学推進グループになったのですが、今までのやってきたものを含めてしっかりと、そして新しいものを含めて科学の進歩、そして子供たちのためにやっていただきたいと思えます。

それで、先ほども杉山委員から言いましたけれども、この指定管理者が変わることによって解雇されとか職を失うことがないように、それは県の責任としてしっかりと職員の再雇用なり、確保をしていただきたいと思えます。

保坂社会教育課長 ただいまの小越委員の御意見、真摯に受けとめてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第121号 指定管理者の指定の件（山梨県立八代射撃場）

質疑

小越委員 総合評価点73.0点と言いますが、これは提案価格の得点が40点あるからで、それ以外を引いた企画提案点は60点満点中、平均点で33.0点です。そして、一番高い委員でも52.6点、一番低い人は22.7点です。60点満点中33点です。これを高いのと低いのをとってしまうと平均29.7点。60点満点中半分もいかないのです。これで本当に県民が望む指定管理ができると思いますか。

前島スポーツ健康課長 経費以外の採点項目につきましては、先ほど説明がございましたが、ABCDEの5段階評価をしております。このうち真ん中のCはすぐれているという評価で、配点の50点が得点となります。委員から御指摘のありました八代射撃場の経費以外の得点は60点中33点、50%を超えておりますので、すぐれた評価ということでございます。こうしたことから、経費の40点を加えた73点を選定委員の合議により、決定したものでございます。

小越委員 今回の指定管理の公募に当たって、質問というものが出されております。これを見て、私、びっくりしました。例えばスモールボアライフル射場の防弾壁についてというところには、「跳弾して利用者に被弾する危険も考えられ、今後、破損の侵食状況によっては営業さえできなくなることも想定されます、今後、県としての修繕の予定はありますか」。また、エアライフル射場の標的装置について、「動作の不具合等が頻繁に発生し、その都度、代替品で修繕していますが限界があるのが現状です」と。トイレのことも書いてありますが、ビームライフル銃について、「現在、辛うじて3丁利用できる状況ではあるが、破損している銃も含め、今後、県として更新を行う予定がありますか」などなどありますが、それについて回答は、「重要な役割を担っている施設でございます、しかしながら施設設置から約30年が経過しており、さまざまな箇所が老朽化しております。」それは県も認めている。次ですね。「施設設備の改修等については、必要性、緊急性等を総合的に判断し対応を検討してまいります」。

指定管理を応募する業者が、「このままでいくと被弾して営業さえできなくなることも想定されます」と、そう書かれているにもかかわらず、県はこのままやってくださいと、これで県の施設を保っていけるのですか。いかがお考えですか。

前島スポーツ健康課長 スモールボア射場の防弾壁につきましては、部分的に補修を行うということで解決できるということを確認しております、今後、その補修方法、経費について県体育協会と検討を行っていく予定となっております。

小越委員 そうしたら、この債務負担行為の中で、八代射撃場の金額が、ざっとですけれども1年間530万円ですね。530万円でのこの八代射撃場、こんなに老朽化が激しいところをどうやって管理できるのですか。

前島スポーツ健康課長 八代射撃場につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。現在の指定管理者につきましては、平成26年度から行っておりますけれども、その平成26年度から平成28年度の平均につきましては、今、言われた533万円で十分営業をしております、実際に利用者の満足度につきましても、94.3%の方が満足しているということでございますので、適切な管理を行っていると考えております。

小越委員

この公募をするに当たって、質問のところに、「現在の施設設備の状況を鑑みると、利用促進どころか利用者が安全で安心できる管理運営を行うのが困難である」と考える」と。公募するに当たって、もうできっこないと言っているのです。多分、体育協会さんなので、ほかに手を挙げる人がいないから挙げたのかもしれませんがけれども、このままこの金額で、今後、どういう修繕をするかも確認せずに、指定管理で体育協会に530万円をお願いしますと。だって、そう言っているのです。このままでは利用者が安全で安心できる管理ができないと。そして、今、やっている方々から被弾する可能性もあるというふうに指摘されているのです。それをそのままにしておいて530万円をお願いしますということ自体が間違っていると思います。これで県の施設で何か事故があったとき、誰が責任を負うのだと。これでは、体育協会が責任を負えません。

私は、この指定管理そのものを、委託料含めて、そしてこれからどういうふうに県がしていくのかを話し合っただけで提示して、指定管理を、もう1回、再募集して、やり直すべきだと思います。いかがですか。

前島スポーツ健康課長 八代射撃場につきましては、これまで平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、利用者に安心安全ということで使用していただいております。その間、事故等はございませんでした。また、事故が発生しないよう、安全面については十分配慮する中で管理をしていただいております。そうした面から、今後につきましても同様の管理運営をしていただきたいと思いますと考えております。

討論

小越委員

私は、この八代射撃場について指定管理に出すこと自体、反対いたします。それは、先ほどもお話ししました体育協会が好意でこの老朽化して安全管理もされないようなところに手を挙げているかもしれませんが、こういうふうに指摘されているわけです。もう既に利用促進どころか、利用者を安全に管理するのは困難であると、そういう指摘されているにもかかわらず、県が1年間530万円で、そして付記されていますけれども、臨時職員しか管理運営していない。誰が責任を負うのか。今まで事故がなかったからいいといっても、これから事故が起きない可能性なんてありません。どこか事故があったときに誰が責任を負うのか。

もう1回、この限度額のお金も含めて、今後、どうするのかを含めて、しっかり県が提示して、指定管理を再募集するべきだと思いますので、私はここに反対します。

清水副委員長

今の意見に対して、私は賛成の討論をいたします。私は第121号議案、山梨県立八代射撃場の指定管理者の指定の件について、原案の賛成の立場から討論を行います。

八代射撃場は、平成18年指定管理制度の導入以来、山梨県体育協会が適正に管理を行ってきたと理解しております。また、今回の指定管理者の選定に当たっては、応募した体育協会が外部有識者で構成する指定管理者選定委員会で公正かつ中立に審査され、指定管理者の候補者として決定されたものと理解しております。審査の中では、これまでの運営実績や安定的な運営が可能となる体制などがしっかりと評価されております。

したがって、八代射撃場の指定管理者の指定については、山梨県体育協会とすることが適当であると考え、賛成討論といたします。

採決

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第122号 指定管理者の指定の件（山梨県立八ヶ岳スケートセンター）

質疑

猪股委員

指定管理者の指定の件でお伺いします。山梨県立八ヶ岳スケートセンターについては、本年2月の定例会の教育厚生委員会でも議論があったと思っています。そのとき、利用者数や利用料金、

収入などの目標数値を設定した上で、平成31年度以降も存続させるということでした。そこで、12月定例会に提示された議案説明書の先ほどの説明がありましたけれども、20ページの2です。指定管理者となる団体を選定した理由の中で、さまざまな広報媒体を活用した広報活動とありますが、この具体的なことについてはどう行うのか、お聞きします。

前島スポーツ健康課長 広報活動につきましては、まず県外向けの広報といたしまして、フリーマガジンや観光情報誌に、貸靴半額券付の広告を掲載するほか、中央自動車道を走る高速バスへのラッピング広告などを行うこととしております。また、県内向けの広報といたしましては、県内の小中学校などに貸靴半額券付のパンフレットを配布することとしておりまして、こうした取り組みによりまして利用者の増加を図ることとしております。

猪股委員 次に、同じく選定理由の中にある地元自治体や関係団体と連携した利用者増に取り組んでいくと言われてはいますが、どんなようなことを行うのか、その辺について伺います。

前島スポーツ健康課長 県では、本年3月に八ヶ岳スケートセンターの利用者数を増加させることなどを盛り込んだ、施設の運営方針を策定したところでございます。体育協会では、この運営方針に沿って、北杜市や北杜市体育協会、県スケート連盟などと連携いたしまして、施設の利用料の割引、姉妹都市、友好都市からの誘客、スケート合宿の誘致などに取り組み、利用者を増加させることとしております。

猪股委員 次に、3の委託料です。説明資料の20ページ。ここにある現在の消費税抜きの年平均の委託料、これが4,732万8,000円とありますが、平成31年度以降の委託料については、次回の税抜き委託料は4,338万2,000円となっているのですけれども、この年平均の委託料が約400万円削減されているのはどういった理由からこうなっているのか、お伺いします。

前島スポーツ健康課長 県体育協会では、八ヶ岳スケートセンターの運営方針に沿って、次回の指定管理期間中に利用者を増加させることにしております。こうしたことにより、利用料金収入が年平均で約310万増加することとなっております。一方、支出につきましては、コストを抑えた効率的な運営により年80万円を減額することとしており、これらにより次回の指定管理料は約400万円の減となっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号 指定管理者の指定の件（山梨県立飯田野球場）

質疑

清水副委員長 教育委員会が示した管理運営の方向性というのがちょっとまだわからないのですけれども、私もかなりこの球場を使用しておりまして、そのときに幾つかいろいろな提案をいただいております。課長にも随時相談させてもらっています。駐車場が全然ないし、山梨県立大学のテニスコートが草ボーボーだから駐車場に使えるのではないかとか、あるいは川向こうのところに車が20台ぐらいとまれるのではないかとか、いろいろな案があり、多くの人がそれを言っているのです。もう一つは、おじいさんやおばあさんでグラウンドゴルフを一生懸命やるのだけれども、バックネットのほうに便所がちゃんとしたのがあるのだけれども、あんなほうまで私は行けないよ、もっとこっちの事務所のところの便所が何で使えないのかというような話もあった。もう一つは、野球をするにはあれだけのすごいいいフィールドなのです。他県に比べても、すごい土の質もいいし、芝もいい。だけど、スタンドがすごいぼろなのです。

要するに、そういうものも総合的にもっとリニューアルして、みんなが憩えて、みんながいいねと言えるような場所にすべきだなと、こんなふうに思っているのですけれども、そういうような企画を、今回、やってほしいのですけれども、その辺はどういうふうに考えられているのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 今、委員から御提案のありましたことにつきましては、まず駐車場につきましては、大会等があります場合は、委員のおっしゃるとおり河川敷のほうとか、あとは中央高校といったところを利用させていただいているということでございます。

次に、トイレにつきましては、確かに外野のほうが芝生になっておりまして、そこでグラウンドゴルフを行いますので、そこからバックネットというところとちょっと遠いこととなりますので、事務所のほうのトイレが使えるということで御案内をさせていただいているところでございます。

最後の質問でございますが、今後、スタンド等をきれいにして利用を図るということでございますけれども、平成28年2月に県営のスポーツ施設の基本方針というものを策定いたしました。その中で、国体に使えるような施設につきましては、今後、検討していくということでございますけれども、飯田野球場につきましてはその規格を満たしておりませんので、今後、同様に維持管理を行いながら使っていくということでございます。

清水副委員長 緑が丘が市営になったりということで、飯田は本当に昔から軟式野球のメッカだったのです。あれほどすごいところはないと思うので、ぜひ今言われたようなことを少しずつ予算化したりして、前進をしていっていただきたいと思います。

球場自体はものすごく、他の県に比べても遜色ないのです。他の県に行くと、もう外野へ行くとでこぼこだと。だけれども、ここは富士グリーンテックがかなり整地しています。そういう面で、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

前島スポーツ健康課長 今、委員から御提案のありましたことにつきましては、確かに飯田野球場については、非常に芝生の状態がいいということで好評を得ているところでございます。こうしたことをPRいたしまして、利用促進を今後とも図ってまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第124号 指定管理者の指定の件（山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園）

質疑

望月（勝）委員 まず、過日、県が公表した平成29年度の指定管理者の管理運営状況評価結果では相当いいものが出ています。また、ここでも5人の審査員の関係の評価も相当いいのですけれども、その一方で、運営目標が、利用者の減少により未達成となっている。その要因と対策方法について、お答え願ひします。

百瀬学術文化財課長 美術館、文学館等の運営目標につきましては、施設の利用者数を目標値として設定しております。昨年度はこの3つの施設の合計で目標値が51万500人でございまして、このうち約90%の利用者数となっております。この利用者減少の主な要因ですけれども、県民の作品の発表の場であります美術館の県民ギャラリーの利用者数が減少していることが原因と考えられてまして、平成29年度におけます県民ギャラリーの利用者数は約16万人と、前年度に比べ約2万人ほどの減少となっております。これは、県民ギャラリーを利用して県下の小中学生の作品などを展示する展覧会の期間中に連休が含まれていなかったため、これを観覧する家族連れの利用者が伸び悩んだものではないかと考えております。

また一方で、美術館の常設展、特別展の観覧者数も低減傾向にあります。この要因としましては、ミレーの作品が美術館にあることを知らない若年層の増加などが1つの要因ではないかと考えております。これを踏まえまして、本年度、美術館の40周年記念として購入いたしましたミレー作品の「角笛を吹く牛飼い」などを、Web広告等により積極的に広報して、これまで以上に情報発信を強化してまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 今、答弁の中で「角笛を吹く牛飼い」、こうしたミレー作品がかなりの点数ふえてきたと思います。また、このミレー作品に対して県内外からの多くの皆さんが観覧に来ている、そういう状況もあるのですけれども、やはり小中学生とか高校生、今言ったような若年者の方への県のPRが足りないのではないかと思いますのですけれども、こういう小中学生の方に、やはり1つの学習経験の中でもう少しPRを強化してもらえればと思います。その点について、教育委員会でどのような方法をとっていくのか伺います。

百瀬学術文化財課長 小中高校生の来館者増につきましては、やはり子供たちに興味を持っていただくというようなことが一番大事かと考えております。また、そういった点から、小中学生の興味を引くような、おもしろいというか、魅力ある展示をしております。例えば今年度は、美術館で魔法の美術館展を開催したところでございます。かなり多くの小中学生に来ていただいたところでございますが、美術館というものを知っていただく、そしてまたこれから美術に関する興味を抱いてもらうというようなことは大変重要であると考えております。今後とも、小中学生の来館者増につきましては、さまざまな方法をとりまして、学校と連携する中で、多くの小中学生の皆様に来てもらうように努力してまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 指定管理者を選定していく中で、この説明書にもありますけれども、マーケティングリサーチの分析等を踏まえた継続性のある広報活動を評価したとあるわけでございますが、どのようなリサーチを行い、その結果をどのように活用し、どのような考えの中で選定したのか、お伺いします。

百瀬学術文化財課長 マーケティングリサーチの内容でございますけれども、これにつきましては、直近では本年2月から3月にかけて、計22日間、約700人の来館者に対しまして対面による聞き取り調査を実施しております。調査内容といたしましては、性別ですとか年齢、居住地、来館のきっかけや他の観光地への立ち寄りの有無などでございます。

次に、調査結果の活用でございますけれども、これらのリサーチ結果から得られたデータをもとに指定管理者が広報を実施しております。例えば県内の来館者のうち、甲府市と甲斐市在住の方が約6割を占めているということから、両市の在住者に対して、自治会を經由しチラシの回覧等を依頼しております。また、県外、主に首都圏からの来館者のうち、約7割が周辺の宿泊施設に宿泊をしているということから、主な宿泊先である石和温泉や湯村温泉の旅館、ホテルに対して、客室等へのチラシ設置を依頼するなどの広報活動を行っております。

こうした新たな取り組みを提案しておりますので、調査を踏まえたいろいろな広報活動を行っているSPS等の共同事業体の取り組みにつきまして、非常に有益であるというような考えから選定されたものと考えております。

望月（勝）委員 今の答弁などから、このSPS等の共同体は、内容的にも、ノウハウも相当しっかりと持っていてこの運営に当たっているのではないかと思いますけれども、そうした中で、この評価を見ても、管理運営にかかる経費の内容ということで、40点中の40点。これは相当の高評価を得ているのではないかと思いますけれども、この内容についてお聞かせ願えますか。

百瀬学術文化財課長 100点の配点中90.3点というように、非常に高得点をとってございます。全般的に、いずれの項目におきましても非常に高い評価をされておりますが、1つだけ、やはり広報という面で若干ほかの項目よりは評価がよくなかったというようなところもございます。ただ、新たな広報活動の提案といたしまして、今まではFacebookによるSNSを使った情報発信を実

施しているところでございますけれども、これに加えまして、次期の指定管理においては写真や動画投稿を主とするInstagramによる情報発信も実施するというような新たな提案があったところでございます。

望月（勝）委員 運営のマンネリ化、来館の方たちがマンネリ化をしているというような声もこの中にはあるように思いますが、これはやはり前へ前へと進む、そして前進していく運営というものをしていかないと、これは16億何千万円という指定管理料、それプラス観覧料とか利用料が相当入ると思うのです。そういうものもやはり加味しながら、運営方法というもののマンネリ化を、県としてどのようにSPS等の共同体を指導していくのか、その点を伺って終わります。

百瀬学術文化財課長 先ほど申し上げました広報の部分では、Instagramを新たな情報発信の手段として提案がございました。そのほかにも、事業としましてはナイトミュージアム、夜、美術館を開くというようなものであるとか、建物ガイドツアー、建物の設計者がかなり有名な方でございまして、建物の説明をして美術館に興味を持ってもらうというような視点からも提案がありました。こういったいろいろな提案がございまして、県で実施しております学芸部門と指定管理者が連携する中で、魅力ある美術館、文学館を運営できるように努めてまいりたいと考えております。

清水副委員長 この前、甲府城を春風亭昇太さんと萩原三雄さんがコラボして解説していた。あれはものすごく評判がよくて、2回、3回あって満員になった。やはり今、言われたように、建物とか周辺のものをも何も知らなくて説明を受けると、ああ、そういうものかと思うのがいっぱいあると思います。だから、そういう企画というのはすごく重要だと思うので、ぜひ、今までやっていないのでやっていただきたいということと、私も何回も行っているのだけれども、県立美術館の中で外国人を見たことがない。何で外国人が来ないのかというのがすごく疑問です。あと、小中学生へのアプローチ、それがまだ不足しているのかなというふうに思います。

もう1点は、今、高齢化がずっと進んでいて、行きたくても足が痛くて行けないというような人がいっぱいいて、ああいった一流の芸術をどうやってその人たちの前に提供するか、そういうようなこともあれば、来てもらうのではなくて、行く美術館とか出前美術館みたいな、そういうものがないのかなと思います。そういうあつというようなこともあってもいいのではないのかなと思います。

百瀬学術文化財課長 まず、外国人の対応でございます。外国人につきましては、本年の7月からどのくらいの外国人が来館しているかというような分析をしているところでございます。その中で、外国人につきましては総観覧者数の1%程度の現状がございまして、これを少しでもふやすべく、Web広告等を使う中で、海外の方にも美術館を知っていただく、そしてまた各ツアー会社と連携する中で、ツアー造成を行い、外国人にも来ていただくというような取り組みを、今後も実施してまいりたいと考えております。

高齢者の件でございますけれども、高齢者につきましては、現在、観覧料の無料化をございまして、文学館におきましては、小中学生であれば学校に出向いての出前授業等を行っているわけですが、美術館におきましては、こちらから高齢者のところへ出向いていくというと、美術品を展示する場所の問題もありますので、高齢者の皆様に直接来ていただいて、観ていただくというような観点から、魅力ある展示等を考えてまいりたいと思っております。

清水副委員長 最後になりますけれども、県民ギャラリーの出展者が少ないというので、私の近所にもおばさんがいて、ものすごい絵を描いているが、最近、出さない。何で出さないのですかと言ったら、もう運搬したりセットしたりと、あれが大変で、もう腰が痛くてやれないという、こういう話です。ですから、やはりこれからの高齢化社会の中で、そういうのを楽しみでやっているのだけれども、ああいうところには持っていけないという方がいっぱいいるので、その辺のところにもうまい方策があればいいかなということをちょっと考えていただきたいと思うのですが、

百瀬学術文化財課長 先ほどの県民ギャラリー利用者数の減の説明でございますけれども、これは県民ギャラ

一を使った実績、使用の頻度が減ったというわけではなくて、県民ギャラリーで展覧会を行っているのですが、その観覧者が減ったという意味でございます。

したがいまして、県民ギャラリーは相変わらず県民の皆様から人気が高くて、主にやまなし県民文化祭であるとか県美術協会、そして県書道協会など、主に団体の展示を中心に利用されているところでございます。一般の、個人の場合でございますと、県民ギャラリーCというものがあるも1つございまして、ここを利用していただくような形になっております。

桜本委員長　　今の質問は、そういった描いても持っていけないということに関してどういう対応をするのかという質問です。そこをお答えください。

百瀬学術文化財課長　美術館としましては、県民ギャラリーでの展示につきましては、基本的に場所を提供するというようなスタンスであります。いろいろな団体で作品等を収集し、その団体が展示するというようなことになってございます。美術館のほうで、その作品を収集するとか、そういったものではなく、あくまでも主催団体が展示する作品を収集し展示するというようなことになっておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号　平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(県立科学館に関する債務負担行為について)

小越委員　　改めまして、この限度額の考え方についてお伺いします。科学館のところが、先ほど3,000万円ほど前回より少なくなっていると。どういう考え方で3,000万円減ったのか、改めてお示してください。

保坂社会教育課長　限度額の設定に当たりましては、平成28年度の募集の施設から予定価格となる上限額を設定しているということでございます。このため、今回の募集に当たりまして、現指定管理者が作成した協定締結時の収支計画、そして現在、実際に行っております指定管理期間中の実績を踏まえ、次期指定管理期間中の収入額と指定管理業務に資する支出額を見込み、その差し引き、これを委託料として算出してございます。金額の設定に当たりましては、現状のサービスを維持しながら、経費節減に合わせて努めることで効率的な業務執行を図るものとなっており、今回の価格は適正であると考えております。

小越委員　　ほかのところも、青少年センターですとか飯田球技場は、少しふえていますけれども、あとはほとんど、平成29年度に比べて1年間の委託料が減っております。今のお話と経費節減に努めるとなると、これからますます指定管理の経費の限度額がどんどん下がっていくことになりかねないと思います。とりわけ、先ほど反対いたしました八代射撃場では、年間530万円でも管理運営できるとは思えません。そして、そもそも指摘がありましたように、安全確保ができないような施設をこのように指定管理として、わずかな金額の債務負担行為でやること自体、私は間違っていると思いますので、ここには反対いたします。

討論

小越委員　　先ほど述べましたように、債務負担行為の限度額がだんだん少なくなっていくことになりまして、経費節減がますます進むことになってまいります。指定管理の事業者のサービス低下につな

がってしまいます。中でも八代射撃場は530万円というあまりに少な過ぎる1年間の経費です。これではとても安全安心な運営管理ができないと思いますので、私は反対いたします。

清水副委員長 私は、八代射撃場についての原案に賛成の立場から討論を行います。私は、第87号議案、平成30年度山梨県一般会計補正予算第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会の関係のもののうち、八代射撃場の限度額については、現在の委託料をベースに、今後、指定管理業務に必要な経費も踏まえ積算したものであり、現在の委託料と比べて適正と考えられます。

以上により、八代射撃場の債務負担行為は、県内の射撃振興に必要な経費と認め、賛成討論いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

小越委員 採択すべきだと思います。小中学校全ての学級で30人学級がまだ実現しておりません。3学級の場合は30人より超えております。学力向上の立場からも、高校も含めて30人以下、そして35人以下学級を進めることが県民の願いであり、そして学力向上の教育の振興からも必要です。私立の高校に入りますと、負担がとても重くなっております。直接、保護者に補助する制度をさらに拡充すべきだと思います。また、子供の貧困対策からも、給付型の奨学金、国任せでなく県独自の奨学金が全国各地で広がっております。山梨県としても、人口社会増対策、そして子供の貧困対策の立場からも県独自の奨学金制度をつくるべきであり、本請願を採択すべきだと思います。

猪股委員 ゆきとどいた教育を求めることについて、意見させていただきます。県では、現在、厳しい財政状況の中でも、よりよい教育環境の整備、充実のため、さまざまな施策を実施しています。高校教育及び特別支援教育の一層の充実を図ることは重要であることから、就学支援金や奨学給付金を支給するなどに加え、県単独の給付金を支給し、家庭の経済状況が厳しい生徒等に対する取り組みも行っていると承知しております。そこで、引き続き今後の社会情勢、他県との状況、本県の財政状況及びこれからの取り組み状況等を慎重に検討する必要があることから、継続して審査することが適当であると考えます。

討論

小越委員 この請願を採択することに討論いたします。子育て支援日本一、子供の貧困対策を進めるというのであれば、教育にお金をかけるのは当然です。県の最優先課題として、このゆきとどいた教育を請願のとおりにするべきであり、この請願を採択すべきだと思います。

杉山委員 この請願事項の各項目につきましては、少人数教育施策、はぐくみプラン、県立高等学校整備基本構想、またさらにはやまなし特別支援教育推進プラン等に基づき、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備充実順次努めていると承知をしております。

しかし、厳しい財政状況もあることから、それぞれの取り組みについて、進捗状況等を慎重に検討する必要もございます。また、県教育委員会では、本年6月から来年7月まで、高等学校審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で、今後の高校のあり方を検討している状況であります。

したがって、継続審査が適当と考えます。

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

杉山委員

(高校施設の地域開放について)

今、高齢化社会になって、県内各地域でも生涯学習といいますが、いろいろな文化スポーツ等々で活発に活動が盛んになってきております。そういったことが健康長寿ということにもつながりまして、そういった活動をさらに進めていかなければならないと思うのですけれども、いずれにしてもそういう活動が盛んになればなるほど、そういった活動する場所ということも、また大きな問題になっているわけでありまして。

当然、地元の小中学校だとか、いろいろな地元のスポーツ施設、体育館等々を使う中で、高齢者、あるいはいろいろな団体がそういった活動をするときになかなか場所がとれないというのが、県内の各地区の現状だということだと思っておりますが、例えば高校のそういう学校施設、グラウンドだとか体育館だとか、そういった施設の地域開放といいますが、いろいろところで高校の活動方針とかを見ると、地域と一体となった学校を目指すとか、そういったことが書いてあるにもかかわらず、なかなか地域に開放されていない、地域と一体となっていないというようなことが私の感じている今の高校のあり方でもあります。そういう意味で、学校施設の地域開放に対する考え方というのはどういった考え方なのか、お聞きをしたいと思います。

前島スポーツ健康課長

山梨県内の県立高等学校の体育施設の開放につきましては、県民のスポーツの活動という面から、積極的に開放をしているところでございます。そうした中、現在29校のうち21校が開放をしております。率でいいますと72.4%というようなこととなります。残りの8校につきましては、夜間定時制の高校とか、あとはグラウンドの周りが夜、非常に明るくなるということもございまして、周りの方から開放はちょっと控えてほしいというような要望がございまして、そうしたことから8校については開放しておりませんが、基本的には地域住民の方が、生涯スポーツということで盛んにやっていただくということは、山梨県の健康寿命日本一というものにも貢献するものでございますので、今後とも積極的に行ってまいりたいと考えております。

杉山委員

地域に開放しているというのが当然の考え方だと思うのですが、各学校が、建前は開放しているといっても、実態はいろいろな理由をつけて実際は開放できていないということもあるのだと思います。その辺をぜひ、実態を調べていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

前島スポーツ健康課長

スポーツ健康課のほうからは、先ほど申しました県民のスポーツの振興ということで、できるだけ開放をしていただきたいと要望しているわけですが、委員が、今、おっしゃられました内容につきまして、また29校のうち8校に対して、どうして開放しないのかということについて、再度、問い合わせをして検討してまいりたいと思います。

開放の実績でございますけれども、現在、21校が開放をしておりますけれども、その中で実際に地域住民に使われていない、実績がないというようなところでございますけれども、全部で4校でございます。これにつきましては開放しているということでやっておりますけれども、例えばグラウンドが少し狭いとかちょっと使いにくいというようなことがございまして、実績がないところがございまして、それ以外は利用しております、総利用者人数につきましては、平成29年で4万5,832人の方が使っているという状況でございます。

杉山委員

いずれにしても、開放するかしないかというのは学校管理者の校長先生に権限があると思うのですが、実態を考えると、校長先生にそういう責任があるとなかなか開放がしづらいという現状もあると思います。何かあったらとか、もろもろの理由で。そういう意味では、いろいろな理由をつけて貸し渋っているということもかなりあるのではないかなと思うので、私は、県が主体になって、指針といいますかガイドラインといいますか、そういったものをつくって、それに沿ってということにすれば、校長先生も開放しやすいのかと思うので、ぜひそういうことをやっていただきたいということです。

それともう一つ、やはり根本的な考え方として、まずは地域開放が原則で、やむを得ない場合、

やむを得ないという言葉はあれですけれども、学校の授業だとか行事だとかで、そういう合理的な理由があるときには、当然、これは貸せないということで、まずは地域に開放するということを前提とした考え方をしていかないと、なかなか本当の意味の地域の開放にならないと思います。ぜひそういうことも観点に入れながら、これからの高校のあり方を考えたときに、やはり地域と一つにならないと、地域に理解されないと、高校のこれからの発展というのがないと思いますので、ぜひそういう考え方に改めて取り組んでいただきたいと思います。

前島スポーツ健康課長 ただいま委員から御指摘のありました点につきましては、未開放が全部で8校ございます。この中で定時制があるということで開放できないというのは5校ございます。そのほか、敷地に隣接をいたします住民の方に細やかな心遣いを必要とする家庭がある、または地域住民、学校教育活動に支障が出るというようなことがございます。残りの1校につきましては、開放に向けて検討中でございますので、こうした高校についてできるだけ開放するというところで努めてまいりたいと思います。

杉山委員 最後に、開放していないところはもちろんですけれども、今、開放しているところもしっかり本当の実態を調べて、さらにより開放できるようにぜひやっていただきたいと思います。答弁は結構です。ありがとうございました。

市川教育長 ただいまの御質問、御意見に対してお答えを申し上げます。基本的には、委員御指摘のとおり地域に開放するというのが前提と、私どもも考えております。この趣旨がもし各高校において実際には達成していないとなれば、またこれについては是正すべく考えていきたいと思っておりますので、まずは、今、委員御指摘のとおりどういった扱われ方をされているのかということについて、しっかり把握をした上で考えていきたいと思っております。繰り返しになりますが、前提となる考え方は地域への開放ということでございます。

(教員の確保策について)

早川委員 教員の方々の採用年齢の引き上げについてお伺いしたいと思います。山梨県の子供たちの学力の向上とか資質の向上のためには、いろいろな子供たちが多様化している中で、学校の先生たちもさまざまに多様化すべきだと思っております。こういった中で、昔からそういうことをやって、採用年齢をもっと引き上げたほうがいいという議論があったと思うのですが、今年、ようやく、今まで39歳から49歳に採用試験の年齢を引き上げたということですが、まず改めて引き上げた目的についてお伺いをしたいと思います。

嶋崎義務教育課長 年齢引き上げの目的についてお答えいたします。本県の教員の年齢構成を見ますと、50代が約半数近くを占めていることから、今後5年間ぐらい、教員の大幅な入れかえが予想されます。これに対し採用面では、若者人口の減少や景気等の影響で、教員採用の志願者は年々減少の傾向が見られます。このため、年齢構成のバランスを整えるとともに、20代だけでなく30代、40代の即戦力となり得る人材の確保をする必要があるとの考えのもと、今回、受験年齢の引き上げを行いました。

早川委員 今、答弁であったのですが、実際、現場の先生方とお話をさせていただく中で、若い先生たちが多くて、かなり昔からアドバイスしてくれたり、ベテランの先生たちがいなくなるとか、ちょうどいい、40代とか50代とか、脂の乗った先生たちがいなくなるとか、そういう不安を現場で聞くのですが、今回、いわゆる中途採用みたいな感じですね。年齢を上げたことによって、今年やったわけなので、それによって、実際に例えばどんな効果が実例として出てきたのか、お伺いしたいと思います。

嶋崎義務教育課長 今年度採用の教員につきましては、まだ学校現場におりておりませんので、具体的な効果についてはこれからの検証になりますが、志願者数で言いますと、40代の志願者が78名と、全体の約8%を占めました。この中から合格者は25名と全体の1割を超えたことから、これまで

薄かった層への一定の補充ができたと分析しております。

また、経歴や経験を見ますと、期間採用としての間に評価や実績が認められている者、また近隣の都県で正規の教員として働いていた者、また家庭の事情などで一旦退職した者など、即戦力として期待できる人材を採用することができたことから、一定の効果があつたと考えております。

早川委員 他県で活躍していた人が来るというのは、人口流入に関してもいいと思います。最初にも述べたのですけれども、優秀な教員を確保することは本県の子供たちの教育水準を上げるということにもつながると思うのですけれども、今回、採用年齢の引き上げをやりました。それ以外にも何か対策は何か必要だと思っています。例えば、常々、私、思うのですけれども、単純な試験の点数とか面接の点数だけではなくて、さまざまな視点で質の高い人を採用する工夫だとか、ほかに何か違う視点で工夫をしていくべきだと思うので、その点についていかがでしょうか。

嶋崎義務教育課長 県では、目指すべき教員像としまして、学び続ける教師を掲げております。このため、多様な免許や資格を有する者に一定の点数を加算する制度の拡充を図っております。例えば小学校に英語が導入されることから、英検などの資格を持っている、また小中等の連携を進めるため、小学校と中学校の両方の免許を持っている、こういった者などに加算をしております。また、県内外の大学に職員を派遣しまして、就職ガイダンス、あるいは教職セミナー等の中で積極的な勧誘を行うとともに、本県の教員になることをPRするためのポスターを作成しまして、これを首都圏の大学等、あるいは県内の公共施設等に掲示するなどの取り組みを行っているところでございます。

早川委員 先ほど首都圏の大学とあつたのですけれども、それは現状の工夫とかだと思ふのですけれども、これを常々考えて、提案というか提言ですけれども、山梨県内にも都留文科大学とか山梨大学とか県立大学で教職をとっている方がいると思います。そういう優秀な方が県外に出てしまったりしないためという点とか、一時的な一過性の試験とか面接じゃなくて、日常的に大学が認めるような部分、大学との連携をしていくことが安定的な優秀な先生を採用するその一つになると思ふのですけれども、ぜひ何かそういうふうな、一部にはそういうことも議論されていると聞いたのですけれども、来年度に向かってとか、今後、そういうふうな検討があるのか、最後にお伺いします。

嶋崎義務教育課長 学校は地域と密着してあるわけですから、県外出身者とはいえ、4年間なり本県で学んだ学生が本県に残って教職を勤めてくれることは大変価値があり、意義のあることだと考えております。県では、山梨大学を中心に就職ガイダンス等に伺っていますが、大学2年生のガイダンスから参加しまして、積極的な本県への就職の確保に努めているところでございます。また、高校生を対象としましては、教職が憧れの職業と見てもらえるように、これからの予定ですけれども、高等学校への進路ガイダンス、あるいは出前授業を計画しております。また、既に近県の幾つかの県では実施しておりますけれども、大学からの推薦制度についても、今後、検討していきたいと考えております。

(日本語指導が必要な児童生徒への対応について)

小越委員 国会で外国人労働者の問題が出されてお心配しております。山梨県内にも日本語指導が必要な子供さんがいると思うのですけれども、外国籍で日本語指導が必要な子供さんは、山梨県内、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 小中学校が例になりますけれども、現在595人の外国籍の子供たちが県内で学んでいることを把握しております。このうち、ざっとになりますけれども、小学校で約半分の子供たちが日本語指導が必要である、また中学校では3分の1ぐらいの生徒が必要であることを把握しております。

小越委員 外国籍595人ですけれども、日本語指導が必要なお子さんはどのくらいいらっしゃるのです

か。今のお話だと300人ぐらいですか。

嶋崎義務教育課長 小学校で236名、中学校で56名ということになっております。

小越委員 ざっと山梨県に280人ぐらい日本語指導が必要なお子さんがいると。小中だけで、高校はわからないと思うのですけれども、逆に外国籍ですけれども、未就学になっているようなお子さんというのはいらっしゃるのですか。

嶋崎義務教育課長 現在、県が把握している中では、未就学の子はおりません。保護者には就学する義務は発生しないのですけれども、子供には就学する権利が発生しますので、基本的には、外国籍であろうが、正規な住所がなくても地域で受け入れることになっております。

小越委員 ということは、大体600人ぐらい小学校、中学校で外国籍のお子さんがいて、日本語指導が必要なお子さんが小中学校でざっとですが280人から300人ぐらいと。それに対する指導がどのようになっているかというのを伺いたいのですけれども、小学校で例えばいろいろな言葉がありますけれども、支援するスタッフとかはどのくらい配置されているのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 現在、県内で18名の日本語指導に特化した教員をセンター方式で配置しております。この18名が外国籍の子供がいる小中学校を回ります、具体的な指導を行うところでございます。

小越委員 それでは600人ぐらいの方々に18人でとても指導ができないし、学校の担任の先生に言葉がなかなか伝わらないと、本来は学力があるとしても、学力が発揮できなくなります。18人ではなくもう少しふやすという、そういう予定とかないのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 何年か前に17名だったものが18名にはふえているのですけれども、なかなか全体の教員枠の中で難しい課題がありますが、ニーズは広がっておりますので、なるべく18名を有効に使えるような形で今検討しているところでございます。

小越委員 使えるようにではなくてふやさない限り、18人の方々が巡回するだけでは、とても対応できないと思います。これからもしかすると外国籍の日本語ができないお子さんがもっとふえていく中では、18人で200人をとても対応できません。国語だけではなく、算数も理科もやっぴかなければならないときが来ますと、18人だけでは対応できない。もっとふやしていく、それをスタッフとしてちゃんと学校が対応できるように、そういう仕組みをつくっていかないと、これから外国人の方々の受け入れなんかできないと思うのですけれども、グローバル化と言われている中では、いかがですか。

塩野次長・総務課長事務取扱 今、18名ということでございますけれども、今後、そういった必要性を見ながら、真に必要な状況であれば、そういったところには配置をしていくという対応をしていくことが必要であると考えております。

小越委員 子供さんの言葉と同時に、子供さん以上に親御さんが日本語がわからない、文章がわからないという方がたくさんいらっしゃると思います。子供を通じて何となく学校からもらってきたことを解釈するしかないというときもありますし、そもそも学校以外のところが文章がわからないということも含めまして、親への、例えばポルトガル語やスペイン語含めて、プリントとかを配布する、それから、就学援助も含めて、高校の入試のやり方も含めて、そういう支援というスタッフのサービスというか、教育委員会として親の方々への学校のいろいろなお知らせを含めて、そういうことはどのようになっていますか。

嶋崎義務教育課長 事業の中で母語のわかる通訳者派遣事業というのがございます。この中で、本当に日本語がわからない保護者の方が学校に出向いて、悩みやあるいは情報の交換を行うようなことを行って

いるところでございます。

小越委員

学校の先生からしても、遠足の通知ですとか修学旅行のお金を振り込むことも含めて、それをどうやって保護者に知らせていいか、先生方、事務の先生も含めてすごく悩んでいらっしゃいます。保護者からすると何か全然わからないと。その意思の疎通ができないことによって、いろいろな未払いですとかいろいろな周知が徹底できないのですから、教育委員会を通じて各市町村に、そういうプリントのことも含めて、いろいろな多言語でそのお子さんに届くようにというふうに、ぜひともしていただきたいと思います。

(高校入試制度について)

次に、高校入試の審議会の中身について少しお伺いしたいと思います。高校入試について、今、どうするかということも含めて審議会で話し合われているのは知っているのですけれども、全県1学区となつてたしか10年たつと思います。全県1学区となつて10年がたち、どのようにこのことを総括しているか、まずお伺いします。

染谷高校改革・特別支援教育課長 全県1学区制度につきましては、先日、10月25日に行われた第5回の高等学校審議会におきまして議論されたところでございますが、生徒を対象としたアンケート結果などから、進学先の選択肢が広がるという、一定の成果は出ていると評価をいただきまして、次期構想においても全県1学区制度を維持するというところで意見集約がされたところでございます。

小越委員

たしか前の高等学校審議会のとき、今回の審議会の大分前ですけれども、そのときにも全県1学区導入に当たって過度な受験競争が発生するのではないか、序列化が発生するのではないか、特定校への志願が集中するのではないかという懸念があったと思います。今、それがまさに懸念のとおりになっていると私は思います。

先日の審議会の会議資料によりますと、定員割れの普通科の高校が常態化している形になっておりますね。同じような高校が後期の入試でいきますと1倍を割っていると。ずっとここ何年間も同じだと。そして、特定の高校、いわゆる甲府の旧総選のところに子供たちが集中していると。結果として、甲府市内の子供たちがすぐそこに学校があるにもかかわらず、市外に行かなくてはならないような状況です。

先ほど杉山委員が言いました、地域の中で子供たちと学校が、高校が密接に絡み合うべきだと。学校と地域は密着していると先ほども答弁がありました。この中で、すぐ近くに高校がありながら全然違うところに行かなければならない、そしてその高校には地域の子供たちが来ないという状況があります。

先日、行われたアンケート結果で、先ほどありましたけれども、この全県1学区に対する意識アンケートで、おおむねよい、現状肯定、よいというのは、グラフでいきますと平成24年からだんだん下降傾向にあります。逆にこの全県1学区、あまりよくない、否定的、見直しをすべきだというのは数値が上がってきております。とりわけ中学3年生の保護者は、否定的、見直し、あまりよくないという方が3割です。保護者の方が3割。中学3年の生徒が25.1%、4人に1人が見直し、否定的な意見を出されています。これについてどうお考えですか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 見直しというのは随時行っているものでございますけれども、制度自体をそもそも否定するというのではなくて、改善をしたほうが良いという意見も含まれていると解釈しております。

小越委員

それは、こちらが解釈をしているだけであって、全県1学区になってよかった方もいるかもしれない。だけど、この特定の学校に集中する、すぐそこに学校があるにもかかわらず遠くに行かなくてはならない、そういう状況が発生しているのは確かだと思います。とりわけ、中学3年生、そして中学3年生の保護者の方々に、全県1学区に対する意識がだんだん下がってきている。見直ししたほうが良いという意見が上がってきている。これは真剣に受けとめるべきだと思います。

そして、過度な受験競争が発生していると思うのですけれども、それはいかがですか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 過度な受験競争が発生しているかどうかということでございますけれども、当日、審議会の中でも資料を提示させていただきましたが、一概には言えないかもしれませんけれども、塾に通っている生徒というか、要は学習塾に対する支出というものを全国的なものに比べたところ、山梨県が特出してふえているというような状況ではございませんでした。それが一概に全部ということではないですけれども、そういった面も考えまして、過度に進行しているかどうかということに対しましては、現状、維持を続けているということではないかと考えております。

小越委員 違います。学習塾に行ける人と行けない人がいるわけです。お金がかかるからです。子供の貧困が進んでいるのではありませんか。だから、学習塾に通っていない42.2%、プラス0.4ですけれども、逆に学校の勉強より進んだ内容や難しい内容を勉強している、18.4%とふえているのです。だから、両極なのですね。塾に行って勉強して、そしていわゆる難関校に行こうという、そういうお子さんと、いや、それはできない、お金もなく行けないというお子さん、両極端に分かれている。過度なやはり競争が進んでいると見るべきではありませんか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 生徒が学校を選ぶ際の要因といたしまして、その中には、当然、自分に見合った学力とか、あとは学校の進学状況というものがございますけれども、そのほかにも学校の雰囲気とか学校で行っている部活動の内容とか、そういったものも含めてトータル的に選択していると判断しておりますので、過度に集中しているかどうかということについては、そんなにではなく、現状維持の状態が続いていると認識しております。

小越委員 そこがやはり認識がずれているのだと思いますね。9月や8月の進路希望調査と12月、そして1月の進路希望調査では、かなり違いますね。中学の先生方が、どうやったら、みんなが合格するかと、こうやってきれいに分けているわけですね。夏ごろとか、みんながここに行きたいと思ってすごく集中します。甲府市内にいっぱい来る。だけど、そこは大変だからここというふうに指導をして、適切な指導という名のもとに、そして本当はここに行きたかったけどということ、序列化の中でそこにやむなく行かざるを得ない方もいます。でも、入学すれば自分の行っている高校を、こんなところ嫌だというふうに思いません。そんなこと思いたくないし、そんなことを思わせてはいけません。中学3年のときに、やはりここに行きたい、だけどいろいろなことがあって行けないという、そのことをやはり真剣に考えるべきです。どこの学校に行っても、普通科だったらどんなことも勉強できる、どこでも同じようにする、それが公立高校としてやるべきことだと私は思います。それを選ばざるを得ない、その状況のことをしっかり見定めるべきだと思います。

そして、この塾に行っている人と行かない人、子供の貧困のことがすごく広がっているということをしっかり見るべきだと思います。そして、例えばそこを選ばざるを得なかったという方がいますけれども、原因は交通費です。通学です。すごくお金がかかります。甲府から甲府の圏内でしたらかからないかもしれませんが……。

桜本委員長 小越委員に申し上げます。質問が幅広くなり過ぎておりますので、1点に集中してください。

小越委員 次に行きます。通学費の補助について考え方を聞きたいと思います。ほかの県では、通学費の補助、始めております。全県1学区になって、例えばJR、幾ら安い学割を使っただとしても、例えば甲府と山梨市だって、定期6カ月分を買って1カ月5,000円ぐらいかかるわけです。通学費の補助ということを考えませんか。

廣瀬高校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。全県1学区入試制度になりましてから、小越委員御指摘のとおり、居住地から離れた他地域の高等学校に通う生徒がおります。その一方で、居住地の地域にも、普通科、職業科、それぞれの進路ニーズに応える形で高等学校を配置しているところ

ろでございまして、現時点では、本県では高校生に対する通学定期の補助はございません。ただ、必要に応じまして、現在あります奨学給付金等の奨学金制度を利用させていただきたいと考えておりますが、通学経費の補助につきましては、今後、他県の状況につきまして、調査研究をしてみたいと考えております。

小越委員 　　ちょっと待ってください。今、たしか他地域に行っているところもあるけれども、居住地のところに高校があるからそこに行かなかったあんたが悪いと、そういう言い方ですか。そうではないでしょう。他地域に行かざるを得ない状況をつくっているのではないですか、全県1学区で。高校を序列化していて。その意見はおかしいです。失礼です。いかがですか。

廣瀬高校教育課長 全県1学区の入試制度につきましては、生徒の多様な進路ニーズに応えることを目的としてスタートしたものでございます。私の言い方が不適切であれば、また言い直しますけれども、居住地から離れたそういう場所へ通う生徒がいる一方で、居住地の地域にも、本県においては普通科、職業科、それぞれに応じたニーズに応えるような形で高等学校を配置させていただいているということで、その地域ごとで行ける学校というものは存在しているのではないかと考えております。

小越委員 　　行ける学校を用意していても、そこに行けないのが現実ではありませんか。すぐ近所に高校がある、でもそこに行けない。それを課長さん、今、そこに地域があるのだから行かなかったあんたが悪いと言うのですか。そんなひどいことはありませんよ。居住、居住に用意してあるのだから、そこに行きなさいということでしょう。そうではないでしょう、行きたくたって行けないのだから。

通学費の補助について、遠くに通わざるを得ない状況です。ほかの県でやっています。市町村でやっているところもあります。市町村で、子供たちを応援するために、そしてそこに戻ってこられるようにということで。山梨県だって1学区です。富士急を使ったら、学割を使ったとしてもものすごいお金がかかります。この補助金の制度をぜひつくるべきだと思います。全県1学区を維持するのであれば、少なくともこの通学費の補助をつくらない限り、子供の貧困対策を含めて、子供たちは通いきれません。いかがですか。

廣瀬高校教育課長 他県の状況につきましては、今後、調査研究してみたいと考えておりますが、現状、私どもで把握している部分につきましては、例えば高知県の制度におきましては市町村が実施しているですとか、長崎県ですとか、あるいは北海道につきましてはかなり遠方というようなことでそういうような補助制度があるというようなことは伺っております。また、本県におきましても、これも市町村の事例でございまして、高校への通学補助として通学バスを運行している市町村もあると伺っております。例えば小菅村におきましては上野原市、大月市、都留市の各高校への通学バスを運行しているというような状況もございまして、そういったようなことも私どものほうで調査研究をしていながら、検討してみたいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・11月2日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨を報告した。

以 上

教育厚生委員長 桜本 広樹